

令和4年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年12月14日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	12月14日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	加藤 正人
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一	ふるさと 振興課長	北條 寿文
		政 策 推 進 課	丹羽 修治		
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	次 長 兼 税 務 課 長	鈴木 孝治
		安 心 安 全 課	綾部 健	総務課長	藤下 真人
	民 生 部	部 長	寺西 孝	次 長 兼 保 険 医 療 課 長	不破 生美
		次 長 兼 子 課	館林 久美	住民課長	戸谷 政司
		介 護 支 援 課	後藤 雅幸	健康推進 課長	小澤 有加
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎	土 木 農 政 課 長	東方 俊樹
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 和光		
	消 防 本 部	消 防 長	黒川 康治	消 防 次 長 兼 消 防 署 長	高阪 洋一
	教 育 委 員 局 教 会 事 務	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬
生 涯 学 習 課		佐々木淑江			
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	板倉浩幸	インボイス制度の導入・マイナ保険証について……………	40
2	飯田雅広	個別避難計画や災害時要援護者への対応など蟹江町の 取り組みについて……………	55
3	水野智見	町所有施設の空調設備について……………	69
4	三浦知将	災害に強いまちにするために……………	77
5	伊藤俊一	蟹江町を南北に通る道路整備等を問う……………	88
6	安藤洋一	安心安全な暮らしの為の防災対策を問う……………	98
7	山岸美登利	がん対策と周産期グリーンケアについて……………	108
8	中村英子	住み慣れた地域・自宅で暮らすために（地域共生社会 の実現とは？）……………	117

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和4年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それと、先般、初日の議会においては大変ご迷惑をおかけいたしました。今後も体調には十分気をつけて、これからの議会進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今議会におきましても、会議に出席いただいております皆様には、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただいております。発言される際には、マスク、もしくはフェイスシールドを着用した上で、お手元のマイクを適切に使用してご発言をお願いいたします。

なお、一般質問での議員の交代時や職員の入れ替えの際には、暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がございましたので、一般質問をされる議員の皆様は、昼の休憩時に本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願いの届け出がございましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可をいたしました。

議員のタブレットに、板倉浩幸議員、伊藤俊一議員、安藤洋一議員から提出されました本日の一般質問の際の参考資料を配付いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

議員の皆様にお願いがございます。

本日、申請に基づき出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。議員の皆様には、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、一般質問をされる議員の皆さん、答弁される理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりでございます。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 板倉浩幸君の「インボイス制度の導入・マイナ保険証について」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○5番 板倉浩幸君

改めまして、皆さん、おはようございます。

5番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、「インボイス制度の導入・マイナ保険証について」と題して伺っていきます。

初めに、消費税、インボイス制度であります。

政府は、2023年10月から、インボイス制度（適格請求書保存方式）を実施しようとしています。インボイスとは、税務署の登録番号がついた領収書や請求書のことであり、これがないと仕入れ、経費の消費税が引けなくなるため、取引先や元請は、下請業者にインボイス（適格請求書）の発行を求めているのであります。

そこで質問させていただきます。

改めて、消費税のインボイス制度とはどのような制度なのか、まずはお聞かせをお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問のございましたインボイス制度についてお答えいたします。

令和5年10月から実施されるインボイス制度は、正式名称は、適格請求書等保存方式といい、複数税率下において、適正な課税を確保する観点から導入される仕入税額控除制度でございます。

適格請求書、いわゆるインボイスとは、売り手が買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段となるもので、現行の区分記載請求書に、事業者の登録番号、適用税率、消費税額が追加されたものとなります。

買い手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、このインボイス等の保存が必要となります。売り手がインボイスを発行するためには、課税事業者となり、税務署で登録を受ける必要があります。

したがって、免税事業者はインボイスを発行することができませんので、免税事業者から仕入れた事業者は、仕入税額控除ができなくなります。

ただし、インボイス制度への円滑な移行のため、経過期間が設けられており、免税事業者から仕入れた場合でも、令和5年10月から令和8年9月までは仕入税額相当額の80%を、令和8年10月から令和11年9月までは、仕入税額相当額の50%を控除することができます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

それでは、今、インボイス制度とはどういうものかということで質問させていただきました。

先ほど答弁の中にもあった免税事業者の話が出ました。この免税事業者なんですけれども、

改めてどのような事業者のことか、お願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問のございました免税事業者についてお答えいたします。

小規模事業者の納税に係る事務負担に配慮して、課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません。この制度は、一般に事業者免税点制度と言われており、納税義務が免除される事業者を免税事業者と言います。

ただし、課税売上高が1,000万円以下の事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、免税事業者、1,000万円以下ということであります。

1989年、消費税は税率3%で当初導入されました。また、免税点、先ほど免税事業者で、年間売り上げ、当初3,000万円以下でした。また課税の基準になる期間、2年前の売り上げが3,000万円以下の場合は、申告、納税する必要はありませんでした。

その後、消費税はどんどん税率が上がり、免税点も下がり、小さく生んで大きく育てる形で進んできました。今や答弁があったように、免税点が1,000万円以下になっております。消費税はとにかく滞納の多い税金であります。消費税の負担の大きさ、消費税を納税できないために、倒産や廃業といった状況もたくさんあります。

そこで、少し消費税についてお伺いしていきます。

多くの人は、消費税というからには、消費にかかっている税だろうと思っています。また、お店が消費税を預かって国に納めている、だから、消費者だけが負担をしていると、そんなイメージを持っています。そして、それぞれの消費にかかっている税だから、広く、浅く、公平なんじゃないかという意見や、社会保障のためだから仕方がないという意見がございます。なぜ、消費税についてそのような間違ったイメージを持っているのか。

導入当初、政府はこれまでいろんなポスターをつくってきました。「とめないで！私の払った消費税」、「消費税は、消費者の方々に、ご負担いただくものです」、このような様々なポスターをつくってきました。こういったポスターや報道によって、私たちはお店に消費税を払っているんだ、お店は私たちから預かったものを納税しているんだという話が展開されてきました。

消費税は、申告納税する課税業者がいる一方、先ほど答弁があった売上規模が小さく、納税を免除されている事業者がいます。消費税は預り金という話が展開されることで、「免税されている事業者って何」と思う人が出てくるわけです。

私たちはお店に消費税を払っている、税金を納税していないということは私たちの税金を

止めている、猫ばばしているという話が出てきました。これが益税問題であります。

この益税についての議論は、消費税の導入当初からありました。実際、自分の払った消費税が、税務署にも国庫にも入っていないということで、訴訟裁判が起きました。消費税法の納税義務者は事業者であります。消費者ではありません。納税義務者というのは税金を納める人で、徴収義務者というのは税金を預かる人であります。

それでは、事業者は消費税の徴収義務者なのか。例えば給与所得の場合、源泉徴収義務があるのは事業者です。事業者は、皆さんに給料を払うときに、一部の税金を天引きしています。ほかにも事業者には徴収義務がある税金もあります。消費税において、1990年に出された確定判決で明らかになったのが、事業者は徴収義務者ではないということであります。

そこで、お聞きをいたします。

消費税法の納税義務者は事業者であります。事業者は、消費税の徴収義務者ではありません。このことについて見解をお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問がございました消費税における事業者の立場についてお答えいたします。

消費税法第5条第1項には、「事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、この法律により、消費税を納める義務がある」という規定があります。この条文の見出しは、「納税義務者」となっております。

よって、議員がおっしゃるとおり、事業者は消費税法の納税義務者であると考えられます。以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、徴収義務者の話がちょっとないんですけども、今日、参考資料として、いわゆる税、いろんな税あります、法人税からガソリン税。その資料なんですけれども、消費税法でいくと納税義務者は事業者であります。どこ調べても、徴収義務者は載っていないんですよ。ということは、消費税は徴収義務者ではないと思われまして。

それでは、次の質問であります。免税業者にとって益税ではなく、消費税は消費者が払っているのではなく、あくまでも対価の一部であり、事業者の預り金でも、預り金的性格でもありません。この点についてお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のございました益税、対価の一部、預り金的性質についてお答えいたします。

まず、益税とは、ある辞書によりますと、「消費税のうち、国庫に納入されず、合法的に事業者の手元に残る部分。事業者免税点制度や簡易課税制度により発生」と記されておりました。

次に、対価の一部かどうかについてですが、国税庁のホームページによりますと、「消費税は国内において事業者が事業として対価を得て行われる取引に課税されます」と記されて

いました。

最後に、預り金的性質かどうかについてですが、財務省のホームページによりますと、「消費税の申告・納付制度については、消費税が預り金的な性格を有することから」と記されている箇所がございました。

以上のことにつきましては、言葉の定義などを調べたものです。

消費税における言葉の解釈につきましては、様々な受け取り方があると思われるので、町の立場で申し上げることは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

それでは、ちょっと先ほど、裁判の話を少しお話ししました。

ちょうどここに、消費税をめぐる裁判結果があります。今回、この裁判結果の下でいくと、1990年に出された、この確定しております。明らかになったのは、事業者は消費税の徴収義務者ではない。また、消費税はあくまでも対価の一部であり、事業者の預り金でも、預り金的性格でもない。これが1990年の判決であります。

例えば、品物の消費税に相当する部分が110円の商品ならば、税率10%で計算をすると、110分の10の10円なんですけれども、10円の部分というのは、あくまでも対価の一部に過ぎないという結論で、消費税は消費者が払っているのではなく、あくまでも対価の中の一部である。消費税は預り金でもない。これが判決なのであります。

これを基に、消費税のちょっと難しい話、誤解ということで資料もつけさせていただきました。裁判結果を基に、誤った認識と正しい認識で、裁判結果では、消費税は預り金ではない。消費者は消費税を納めていない。これが結果でございます。

今、日本にも約50種類の税金があります。その中にも免税点の扱いがあるものもあります。しかし、そこでは益税という批判は出てきません。消費税だけが、免税事業者が犯罪者扱いのようになってしまっています。

知っていただきたいのは、事業者は消費税の納税義務者であります。しかし、徴収義務者ではありません。事業者は、消費税を別に預かって納税するものではありません。商品の価格の中の一部にすぎず、預り金ではないのであります。

国税庁は、当初、消費税が導入される時、はっきり預り金と言っていました。裁判結果の下で、今では預り金的なという言葉を使っております。消費税が価格に上乗せして払っていると感じているのは、商品を買ったりするときにレシートがあります。レシートに、商品、消費税、そう書いてあるからなのであります。

例えば、110円のノート为例にすると、110円というのは、110円で売れるから110円と値付けされているだけであります。売れなかったら105円にしてもいいし、100円で売っても構わない。ただ、事業者は、売った金額の一部を消費税だったことにしなければなりません。こ

れが消費税の仕組みであります。

つまり、110円で売ったから、100円は本体価格、10円が消費税で、100円で売ったら、そのうち9円が消費税であり、実際取引価格は需要と供給と、これが大きい力関係にも決まります。だから、立場の弱い側が負担を強いられる。消費税自体、格差拡大税制なのであります。

益税論についても、消費税は預り金が前提の話で、対価の一部だと考えればその発想は出てきません。消費税について、今一度考えていただきたいと思います。

それでは、消費税のインボイス制度について、導入されたらどうなるか伺っていきます。

昨年10月からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。この登録申請の期限はいつまでなのか。また、申請などの特例があるのかお願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のございました登録申請の期限、あと、その特例についてお答えいたします。

令和5年10月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、原則として、令和5年3月31日までに申請しなければなりません。

申請期限の特例としましては、令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、令和5年9月30日までの間に、登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます。

なお、困難な事情については、その困難の度合いは問わないということです。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

特例で困難な事情がある場合、9月30日までということで、事情を問わないということはないんだよね、別に。

ということで、国税庁にもこの辺は確認をしました。一応、9月30日までに登録申請をすれば、10月1日から有効な登録番号を交付されるのかとお聞きしたところ、郵送でも扱っているんですが、郵送の場合でも、9月30日の消印があれば10月1日からの登録となり、番号取得までの間は従来の領収書を渡してもらい、後で番号入りの領収書と差し替えればいい。また、取引先に後で番号を知らせてもらってもいいということでありました。

登録して、番号が決まるまでにしばらくちょっと時間がかかるということで、このような対応でもやってくれます。

そこで、来年10月1日から消費税のインボイス制度が実施される、あくまでも予定と僕は言います。これまで、民間企業間の取引で免税事業者である中小零細企業やフリーランスが取引から排除されたり、今の契約額から消費税相当分が値引きされるといった問題が今指摘されています。

そこでお聞きしてまいります。

インボイス制度の仕組みは、民間取引と同様に、地方自治体、蟹江町でも原則適用されます。地方自治体の一般会計は、特例により消費税の納税は免除されております。しかし、特別会計、企業会計は対象であります。

町として、このインボイスの登録、今でも対応しているかもしれませんが、今後どのように対応していくのか。

また、先ほどから話をしている町と取引のある業者に免税事業者はいるのか。また、事業者を集めての説明会を開催しているのか、今後、開催する予定なのか、お願いをいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、今、板倉議員からご質問いただきました3点のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、町としてのインボイス登録などはどのように対応していくのかというご質問をいただきました。これにつきましては、一般会計やコミュニティ・プラント事業会計について、今後、登録を予定しております。

続いて、2の取引業者に免税事業者はいるのかというご質問ですが、議員がおっしゃっている部分もありますが、蟹江町の一般会計は消費税の申告義務を負わないことから、取引業者が免税事業者かどうか確認する必要がないため、把握しておりません。

そして、3問目の事業者を集めての説明会を開催しているのか、開催する予定なのかというご質問につきましては、蟹江町との取引業者を対象とした説明会を開催する予定はありません。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

今、説明会、開催しないということで、一般の民間は商工会のほうで開催したりやっております。

町としても今答弁あったように、対応としては、インボイスの登録の関係は、一般会計も納税義務ないんだけど、やはり取引先が必要だということで、一般会計、またコンピュータもインボイス登録をしていきますということです。

その関係で、事業者、企業会計で、水道、下水はそもそも課税業者ですので、インボイス登録する方向になるんですけども、そのような企業会計も含めて説明会、取引先との間で番号を登録する、インボイス制度が、あまり分かっていない事業者もまだまだ数多いんですよね。

そこで、説明会で、こういう制度でぜひ協力してほしい、そういうことをやっていったほうが、排除するような形はちょっとまずいんですけども、そのような説明会の開催は考えていないということですけども、どうなんですか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、今の説明会をしていったらいいのかどうかというところがあるんですけども、やはり取引業者というのが、多く業者もありますし、いろいろな業者に対してこちらから説明するという、蟹江町の総務課の立場から、取引業者に対して特別に説明会を開くというところは、先ほども答弁をさせていただいたとおり、まだ今のところは開催する予定はないということで答弁とさせていただきたいと思います。

○5番 板倉浩幸君

今、総務部長にもちょっと聞きたいなと思っていたところ、さっき答えてくれそうでしたので、総務部長にもちょっとお聞きをしていきます。

このインボイス制度の導入は地方自治体の取引も関係してきます。免税事業者にも、把握はしていないんですけども影響を及ぼす可能性もあります。例えば水道事業の工事、来年度からの入札参加資格など公共事業だけではなく、特別会計や企業会計で購入している物品やサービス業務、ポスターやチラシの印刷など、あらゆる業務にも関係してきます。そして、消費税のインボイスが必要になる。

部長として、今後の対応を答弁お願いいたします。

○総務部長 浅野幸司君

では、ご質問にご答弁をいたします。

先ほど来、いろいろお話がでておりますインボイス制度。非常に、消費税の適正な課税を確保するためのものというところの認識はしております。いわゆる納税の透明化を図るところでございます。

国として、今、税制調査会等でいろいろ議論もやられておられるようですけれども、今のところ、延伸する、延期することは考えていないという前提で、いろいろ議論もされているということもお聞きしております。

いずれにしても、町として、国としての方針でございますので、制度の取り扱いについては、法令遵守の上、適切に対処していく、行われるべきというところを認識しております。

制度の、いろいろ広報周知につきましては、制度導入に向けての混乱が生じる可能性も、今議員のご指摘のところが多々あると思いますので、町といたしましては、先ほど総務課長が答弁したように、一般会計につきましては、実は既にご申請の手続きをしております、近日中に申請をするところまで、決裁も含めて段取りを進めております。粛々と進めておるところでございます。

普通の事業所様につきましては、やはりこういう周知することも必要に、これ、国のことだから、町は全く関与しないよということじゃなくて、制度の周知につきましては、津島税務署もいろいろ調べましたら、津島税務署主催の事業者向けの制度の説明会、広報のかにえ

で、今まで4回、もう既に掲載をしております、津島税務署におきましての説明会がございますよというご案内をいたしております。

ちなみに、制度の説明会、津島税務署で行った説明会、全部で12日間の説明会ですので、午前、午後とかいろいろ時間帯を分けて、いろいろやられておるところで、積極的にそういった周知も町のホームページ、それから町の広報で、しっかりと住民の方々に寄り添う形、事業所の方にとっては、やっぱり市町村というのは身近な存在だと思いますので、そういった蟹江町としての立場で、働きかけはしっかりと今後もやってまいるようなことを考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

やっぱり事業者も町と関わりを持って、混乱を招くようなことは絶対あってはならないし、まだまだ知られていないんですね。それだけ今総務部長言ったように、津島税務署で、蟹江町でも広報で知らせながら、12回やっているということなんですけれども、なかなか事業者、僕も訪問しながら対話しているんですけども、「えっ、そんなふうになってっちゃうの」、「どうしたらいいの」という話もまだまだあります。

今回、町のインボイス制度の話で、6月議会でも、飯田議員から質問があったシルバー人材センターの話をちょっと聞いていきたいと思います。

高齢者の働く場として提供されているシルバー人材センターも、インボイス制度の開始では存続の危機的状況となります。シルバー人材センターが各種仕事を高齢者、会員に紹介をし、会員は報酬、配当金を受け取る仕組みであります。

事業の多くは業務委託契約で、高齢者は個人事業主として扱われます。高齢者個人がインボイスを発行しなければ、シルバー人材センターが消費税の仕入控除ができず、多額の納税負担が発生してしまいます。

そこで、インボイス制度が導入された場合、シルバー人材センターやその会員、高齢者ですけれども、について、どのような対応にしていく予定なのか。また、センターに何か支援を行う考えはないのかをお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

免税事業者であるシルバー人材センター会員の配分金については、シルバー人材センター会員が、インボイス発行事業者の登録申請を行わない限り、仕入税額控除ができないため、シルバー人材センターが会員に支払っている配分金に係る消費税額を、会員に代わってシルバー人材センターが支払うこととなります。

シルバー人材センターは、配分金に係る消費税の負担を、発注者やシルバー人材センター会員に負担をかけない方向で考えているため、蟹江町としては、シルバー人材センターが健

全な財政運営ができるように支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ということは、シルバーの会員さん、免税事業者なんですけれども、から負担を強いていただくのではなくて、シルバー人材センターがその分を負担していくということですよ。

そうなってくると、実際に、高齢者には年金収入少ない、生活費の補てんのためで、シルバー人材センターに働いている人もたくさんいらっしゃいます。消費税の納税業者になって、わずかばかりの収入から、消費税を納税させようとするのがインボイスなんですけれども、それは何とか回避したいと。

そこで、シルバー人材センターの存続を図るには、補助金の増額や発注事業の単価の引き上げを考えていくのか、その点についてお願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

先ほど、私の答弁でもございましたように、現在、シルバー人材センターとしましては、発注者も含めて費用の負担の増額ということを考えておりませんので、あくまでもこれは、現在、シルバー人材センターが、単独で負担を担っていくと考えているというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ここでいろいろやっていると時間なくなっちゃうんですけれども、シルバー人材センター、実際にもうけている企業じゃないんですよ。

そんな下で、消費税分をどう負担していくか、新たに追加になる消費税分を。そこなんですよ、そこで、将来的に、当初、答弁あった3年と6年だったっけ。80%、50%の特例があるから、それで何とか抑えられるんですけれども、それがなくなった後、どうしても単価の引き上げをしなければいけないんじゃないか。これがちょっと聞きたいんですよ。今度どうしていくかというのは、これからだと思っただけなんですけれども。

そうして、単価の引き上げが行われた場合に、シルバーの利用する人が減ったら逆効果でありますし、その辺をちょっと慎重に考えていただきたいと思います。それでは、インボイスについては、まだまだ不明な点もたくさんあります。

それでは、次に、マイナ保険証について伺っていきます。

政府が突然打ち出した2024年、再来年秋に、現行の保険証を廃止して、マイナ保険証に一体化する方針に、反対世論が急速に広がっています。

そこで、このマイナ保険証とはどのようなものか、まずお願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、ご質問いただきましたマイナ保険証についてお答えさせていただきたいと思

ます。よろしく願いいたします。

マイナ保険証とはいうことですが、こちらは、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせまして、病院や医療機関などで、健康保険証に代えて利用をするというものになります。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

単純明瞭、そうなんです。現の保険証の代わりに、マイナンバーカードを保険証代わりにしていくというのがマイナ保険証なんです。

このシステム、2021年10月に本格導入され、マイナンバーカードに健康保険機能を加えたものであります。マイナ保険証を医療機関で使えるようにするには、医療機関がオンライン資格確認システムに接続する必要があります。

そこでお伺いをいたします。

医療機関でのマイナ保険証の利用というのは進んでいるのか、お願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、ただいまご質問の件についてお答えさせていただきます。

まず、マイナ保険証の関係ですが、マイナンバーカードの保険証利用登録状況について、まずお答えさせていただきたいと思っております。

市町村別の状況については公表されておられませんけれども、厚生労働省の発表では、10月23日時点で、保険証利用登録状況は公的医療保険加入者の約22%、カード交付枚数に対する割合は43.7%ということになってございます。

また、医療機関のほうの受け入れ態勢でございますけれども、カードリーダーを申し込みされた医療機関というのが全体の約90.6%、その中で、実際に運用を開始された施設というのは約35%ということで発表をされております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

医療機関でも入れていかないかということ、小さい個人病院なんかは結構文句言っているんですよね、その辺もあります。

オンライン資格確認システムを導入した医療機関のうち、41%でトラブルも発生しております。利用患者はほとんどありません。そこで、利用登録して既に使っているという方も、わずかに3.3%ぐらいしかないんですよね。まだ導入されて日数もたっていないんですけれども、そんな状況で、先ほど最初に言った、政府が突然言い出したマイナ保険証の義務化問題であります。

番号法で任意取得のはずのマイナンバーカードを、健康保険証と一体化することは、事実上、カード取得の強制にほかならず、この保険証の廃止について、現在どのように考えてい

るのかお願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

ただ今ご質問がございましたマイナンバーカードの健康保険証との一体化についてお答えさせていただきたいと思えます。

議員がおっしゃられましたように、マイナンバーカードの取得については任意でございます。

そして、その任意のカード取得と健康保険証の廃止ということで、そのはざま、カードを取得しない方や、もしくはマイナンバーカードの取得自体が難しい方、例えば乳幼児さんですとか認知症高齢者の方等が、お手元にマイナンバーカードがないことにより医療が受けられないという事態は、これは絶対にあってはならないことだと、町としても思っております。

また現在、国は、マイナ保険証がお手元にない方への対応をどのようにしていくかということで、検討しているような状況でございます。今後の国の状況を町としても注視させていただいて、町としても、町民の方にご不便やご不安、それから混乱を与えないような対応に、今後も努めていきたいと思っております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

混乱を招かないようにということで、混乱しちゃっているんですね、今もう。

そこで、保険証の廃止の話が出て、実際にマイナンバーカードの取得が増えていっているんですか、どうなんですかね、ちょっとお願いします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

実際、窓口で担当しておる職員に確認させていただきましたけれども、やはり健康保険証が廃止になるよというお話が出てからは、かなりそういった危機感を持たれる高齢者の方がちょっと多いんですけれども、実際につくりに見える方が多いということは聞いております。

数字といたしましても、町のマイナンバーカードの取得率でございますけれども、こちらが、10月末は町のほうで53.23%でしたけれども、11月末では57.1%まで伸びておりますので、やはりかなりそのお話があつてからは、急に伸びておるよということはお聞きしております。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

そういうことで、特に高齢者、突然そんなこと言われて、本当使えなくなったら大変だということで、多分その辺も含めて増えているのかなということなんです。

では、マイナ保険証の義務化問題について、部長にも少しお聞きしたいと思えます。

国民皆保険制度の下、保険証を廃止しカードと一体化すること自体、本当にどうなのかな。

また、先ほど答弁があったように、マイナンバーカードを持たない人、また持てない人、このように新しい制度を用意するとしていますよね。実際に現行の保険証を廃止してまで新しい制度を本当につくる必要があるのか。その辺が疑問点が、だったらなくさなくてもいいでしょうという話になると思います。

そこで、部長に、この義務化問題について答弁をお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、私のほうから、マイナンバーカードの視点からご答弁させていただきたいと思っております。

まず、マイナンバーカードでございますけれども、平成28年1月に交付が開始されました。しばらく、制度当初は、すごい交付率が低い状況でありましたけれども、令和元年7月になりまして、やはり国のほうから唐突に、令和5年3月に、全ての住民の方がカードを取得するという、そういう方針が示されました。このときの交付率13.5%でございました。

そこから二度にわたる皆様ご存じのマイナポイント事業、これを経まして、国平均で、ようやく10月になりまして全国平均50%、それをやって超えてきたところでございます。当町におきましても、今次長が答弁させていただきましたけれども、11月末で57.1%、交付枚数にして2万1,248枚の交付でございます。ここからマイナポータルで保険証の利用に進まれていらっしゃる方というのは相当に少ないんだらうと、そういうふうにご認識をしておるところでございます。

また、議員からありましたように令和6年秋に、いわゆるマイナ保険証利用の方針が、唐突に国から示されたところでもあります。ですので、住民の皆様におかれましても、全くもって、不安や戸惑いを感じていらっしゃる方、大勢いらっしゃると思います。

また、医療機関におきましても、先ほど議員からもありましたけれども、オンライン資格確認、これの義務化が薬局、医療機関で行われます。医療機関におかれましては、今、新型コロナの診療のところで相当に疲弊をされているところでございます。このシステム構築に当たりまして相当のご負担をおかけしている、そういうお声も聞いております。

私たち自治体はどうかといいますと、このマイナンバーカードでございますけれども、国の交付平均を下回ってまいりますと重点的フォローアップ対象団体、そういうものに指定をされまして、地方交付税の配分額、これも格差をつけてくる、そんな方針が示されているところでございます。

次長からも答弁ありましたけれども、マイナンバーカードというのは原則申請による交付、これが原則でございます。国からは、令和5年3月までにマイナンバーカードを全ての住民の方、ほぼ全ての住民の方が保有する、そんな目標達成が示されておりますけれども、それを急ぐがあまり、マイナ保険証でもそうですけれども、新生児の方や障害者の方、認知症高齢者の方、そういった方に対してどうやっていくのかという、そういう配慮が本当になされ

ていない、そんな残念な印象を持っているところでございます。

その一方で、マイナ保険証、いわゆる医療のデジタル化になれば、保険証で最新の情報が医療機関で分かるとか、高額限度額が医療窓口で分かるとか、そういう医療のデジタル化については進めるべきだというふうに思っております。

国に対しては、医療のデジタル化に向けまして、今一度、ぜひ皆さんが納得できる説明と制度の構築を目指していただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

そうなんですよね、国も全く説明しないんですよね、突然言い出す形で。そんな状況が、本当にずっと続いているのであります。

今までインボイスからマイナ保険証について聞いてきました。特に、町長に、最後にお聞きします。

インボイス登録、町長も事業者でありますし、インボイス登録件数、10月末現在で143万3,500件、これは国税庁のホームページに出ているんですけども、消費税の課税業者数320万件で、登録件数の30%であります。免税事業者が500万件あるということになって、課税業者に申請しているのが161万件と見込んでいます。

そこで、インボイス制度が導入された場合、町内の中小零細業者、またフリーランスがどのような影響を受けると考えているのか。また、インボイス制度の導入中止か、少なくとも、コロナ禍における物価高による経済的悪影響がなくなるまで延期すべきであるとするか、どのように町長自体考えているのか。

国の方針だからということもあるんですけども、事業者の立場でもよろしいですし、その辺について、町として、中小零細企業がどんな影響を及ぼしていくのかということについて、お願いをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、今、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。非常に難しい問題だと思っております。

日本全国、今、町村合併で、かつては3,232市町村があったわけですね。今現在、1,741市町村、町村に至っては926なんです。なぜこんな話をしたかということ、全国町村会に過日出席してまいりましたときに、やはり地域間格差が、もう明らかについているわけです、北は北海道、南は沖縄まで。そうすると、財政状況にもばらつきがありますよね。

国は、取りあえずデジタルトランスフォーメーションを含めたデジタル庁を創設して、新たな流れをつくり出し、そして、決して国民を管理する意味ではないとは思いますが、いろんな施策が、実際、唐突という言葉が当たるかどうか分かりませんが、すごい勢いでトップダウンで下りてくるというのが今現在の状況であります。

また、3年来、コロナがまん延をし、自治体での対応も、臨時交付金の、我々も今まさにそれをやっている最中であります。また、3月までにといいますと、確定申告の時期でもありますので、地方自治体は本当にマンパワーが今不足しているわけなんです。

ですから、今後のことは確かに、しっかりとデジタル化を進めていくことは我々も十分分かります。ですから、インボイス制度について云々することについては、先ほど担当が申したとおりでありますので、もしも、免税業者からご質問があれば、それはご丁寧にお答えするとは思いますが。

ただ、わざわざというのか、改めて場所をつくってというのは、商工会さんだとか、それぞれ税理士さんだとか、計理士さんをお願いをするように、また町としてもやっていきたいなと思っています。

私どもの商売については、別に語るあれはありませんけれども、実際、コロナ禍において売り上げが激減をし、1,000万円を切るところってたくさんあるんです、実は。それを、税理士さんだとかいろんなお話を話し合いの中で聞きます。その方に対しては、やはり個人情報でありますし、それぞれの対応をしていただければありがたいと思いますし、アドバイスについても、それは町が惜しむものではありませんし、税務署をご紹介したり、いろんな話をさせていただけると思います。

また、マイナンバーカードにつきましてもちょっと申し上げましたとおり、マイナンバーカードの普及率によって地方交付税が云々という話がありましたが、それはそれとして、町民、市民、国民に対して有益なことについては、僕は進めるべきです。でも、性急にやるべきではないというのは、我々首長の中でもそういう意見の方、たくさんあります。

ですから、ペーパーレスの世の中が明らかに来ているんですけども、やっぱりそれに対応できない国民、住民、市民がおみえになるということも事実でありますので、そういうことをしっかり踏まえた上で、減免制度だとか、それから軽減制度も考えながらやっていかなきゃいけない。あまりにも急激な変化は、戸惑いと不安を起こすだけでありますので、それはしっかりと、県・国に申し上げていければいいなというふうに思っています。

いずれにいたしましても、国の制度、我々地方自治体がそのことに関して注釈を加えるというのは、非常に難しいというように私は考えております。

ある意味、デジタルトランスフォーメーション化の中で、どうやってアナログの方、我々も含めてでありますけれども、皆さんも含めて、そういう方がたくさんおみえになるということも事実でありますので、しっかりとまた論議をしながら、意見の聴取をしながら、国、そしてまた県に申し上げていく、そういう姿勢はこれからも取っていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○5番 板倉浩幸君

確かに、コロナ禍は物価高で、本当に事業者は売り上げも伸び悩んでいるんです。

そんな下で、来年10月から、特に1,000万円以下の免税業者の方が、消費税を20万、30万払わないといけない現状が出てくると思います。それを何とか、延期も含めて国に要望等を出していただきたいと思います。

最後にですけれども、インボイス制度で増える、政府も躍起になってやる予定でいるんですけれども、増える税収はあまりにも少ないんですよ。国会の答弁でもあったんですけれども、約2,480億円なんです。これっばかの金額で、最終的に何が目的かという、免税業者も排除しながら、消費税の引き上げをやっ払いこうという考えが出てくると思います。

そんな状況ですので、インボイス制度の問題点も含めて、国民に理解させていかなければなりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、総務部次長兼税務課長、ふるさと振興課長、介護支援課長の退席と、住民課長、健康推進課長、安心安全課長の入場を許可いたします。上下水道部次長兼水道課長、民生部次長兼保険医療課長は席を移動してください。

暫時休憩といたします。

(午前9時59分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時03分)

○議長 佐藤 茂君

質問2番 飯田雅広君の「個別避難計画や災害時要援護者への対応など蟹江町の取り組みについて」を許可いたします。

○8番 飯田雅広君

8番 立憲民主党 飯田雅広です。

議長の許可をいただきましたので、「個別避難計画や災害時要援護者への対応など蟹江町の取り組みについて」一般質問を行います。

毎年、国内のどこかで大規模災害が起こっており、非常的な事象が日常と化す現在となってきました。

我々の地域でも、数年前から南海トラフの発生予測がなされて、いつ、このような大規模な災害が発生するか、そして、巻き込まれるかという不安が募っております。日々、防災対策に力を入れているところだというふうに思います。

2018年の西日本豪雨や2019年の東日本台風など、大雨による災害時には、自力での避難が難しい高齢者や障害のある方などが死亡したり、危険な状況に置かれたりするケースが相次

いでおります。

国のほうでは、2021年に災害対策基本法が改正され、頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保と災害対策の実施体制の強化が図られました。

改正の主な内容としては、1つ目、避難勧告と避難指示の違いが十分に理解されていなかったため、これらを一本化して、従来の勧告段階から避難指示を行うこととした。2つ目として、避難行動要支援者名簿は、約99%の市町村において作成されていたが、円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について市町村に作成を努力義務化した。3つ目として、災害発生のおそれ段階で、国は災害対策本部を設置可能とし、自治体は広域避難に必要な協議を開始することを可能とした、の3点になります。

以上のことを踏まえて、災害時の要支援者の避難について質問をいたします。

初めに、避難行動要支援者名簿について、どの程度登録は進んでいるのか、お伺いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問いただきました避難行動要支援者名簿の進捗についてでございます。

こちらにつきましては、平成27年1月に、蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱を制定しております。この要綱に基づきまして、災害時避難行動要支援者登録申請書兼同意書を提出された方々を、避難行動要支援者名簿に登録をしております。現在の登録者数につきましては、122名の方が登録されているという状況でございます。

○8番 飯田雅広君

先ほども話をしましたがけれども、国は2021年5月に災害対策基本法を改正し、支援が必要な人の避難の計画を個別に作成するよう、自治体に努力義務を課しています。

内閣府と総務省消防庁は、全国の1,741の自治体を対象に行った今年1月時点での調査結果を公表しました。それによりますと、計画の作成が完了した策定済みは7.9%と全体の1割に満たず、一部策定済みが59.2%、まだ一人も計画ができていない未策定が33%でした。

それでは、当町での避難行動要支援者に対しての個別避難計画の作成は進んでいるのか、お伺いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

個別避難計画の作成についてですが、個別避難計画の作成はできておりません。

ただし、災害時避難行動要支援者登録申請書の内容には、登録者の状態、身体等の状況、受けたい支援等、家族構成、家族または親族の緊急連絡先、地域の協力者、避難場所の名称及び避難場所までの避難経路等の記載がされており、個別避難計画として利用できる内容となっているという状況でございます。

○8番 飯田雅広君

登録申請書が、計画を網羅しているというなお話でした。

それでは、要支援者の避難に関しては、防災部門だけではなく、福祉関連部門との連携も必要になってくるかと思えます。

具体的には、滋賀県高島市では、福祉と防災の担当者が一体となって避難計画の策定に取り組む協議会を設置し、一人一人に合わせた支援の方法を考えているほか、福祉の専門職を対象に防災の研修会を開くなどして、必要な知識を共有し、連携して計画づくりを進めています。

そこでお聞きします。

防災部門と福祉関連部門の連携ができているか、連携状況をお伺いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、連携状況についてお答えさせていただきます。

避難行動要支援者名簿につきましては、防災担当であります安心安全課及び消防本部に必要な情報を提供し、随時、情報共有を図っておるところでございます。

○8番 飯田雅広君

個別避難計画作成のモデル事業の報告書によりますと、福祉専門職が参画することによって、当事者やその家族が話しやすい環境が整ったとともに、地域の支援者との活発な意見交換につながった。また、歩行補助、移乗補助など、専門的な視点を取り込み計画を策定するとともに、福祉専門職においても、ケアプラン作成時にその情報を反映できたなど、好事例が紹介をされています。

また、自治体が協力介護事業者と委託契約を結び、計画作成件数に応じ委託料を支払うことで、ケアマネジャーが、介護サービス計画と同時に個別避難計画を作成する事業を行っている自治体もあります。

それでは、個別避難計画作成に当たり、福祉専門職の意見を取り入れる仕組みはできているのでしょうか、また考えているのでしょうか、お聞きをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、当町におきましては、災害時避難行動要支援者登録申請書には、個別避難計画に必要な情報を記載していただいておりますので、福祉専門員の意見を取り入れる仕組みは現在のところございません。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

個別避難計画には、住所や名前、家族構成など基本的な情報のほか、緊急時の連絡先、避難場所や経路、支援に当たる人の情報、緊急時に情報を伝える際や避難の際の注意事項など、障害や介護の程度に合わせて細かく記載することになっています。

このため、膨大な対象者のうち、誰から、どうやって作成すればよいのか、悩む自治体も多いのが実情のようです。もしかしたら、それが当町においてもなかなか進まない、二の足を踏んでいる要因になっているかもしれません。

そこで、優先順位を決めて、できるところから、やらなければいけないところから取り組むということを提案したいと思います。要介護の高い要支援者から優先順位高く、個別避難計画を作成するという優先度のつけ方もあるでしょうし、ハザードマップ上の危険な区域の要支援者から優先度高く、個別避難計画を作成するという優先度のつけ方もあると思います。

個別避難計画を作成する優先順位を定めているのか、お伺いをいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

先ほども申しあげましたとおり、災害時避難行動要支援者登録申請書には、個別避難計画に必要となる情報の記載をお願いしております。現在のところ、こちらを個別避難計画に準ずるものとして読み替えてやっておりますので、特に計画を作成する優先順位等は定めていないのが現状でございます。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

蟹江町災害時避難行動要支援者登録申請書兼同意書が、もうほぼ、本当にこれを基本に動いているというふうなお話でした。

122名の方が今登録されているというお話でしたけれども、それで全体が賄えるとは思いませんので、これ、同意書ですので、やはり同意していただかないと出していただけないというのは分かりますけれども、ぜひともこれをしっかりと進めていただいて、しっかりと支援ができるような体制づくりをしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に行きます。

2011年の東日本大震災の際には、人的、物的にも未曾有の大被害をもたらしましたが、災害に対して対処能力が低い高齢者、疾患のある患者さんなど、災害弱者と呼ばれる人の場合には、一般の方以上に被害が深刻であると検証結果が出ております。

また、今年の9月には、東海地方を台風15号が襲い、とりわけ静岡県内では、記録的な大雨により複数の河川で氾濫危険情報が発表され、袋井市、掛川市、浜松市などでは、一時、警戒レベル5の緊急安全確保が発令されました。

そのような中、静岡市清水区では断水が続き、腎臓疾患がある患者への人工透析治療に支障を来す事態となりました。

ちなみに、人工透析治療とは、腎臓の機能が低下した場合に、その機能を人工的に置き換える治療のことで、1週間に2回から3回程度、透析を行う施設に通い、大体4時間以上かけて血液を浄化することになります。腎臓は、体内の水分やナトリウム、カリウムなどミネ

ラルの量を調整して、体液の量や濃度を一定に保つ働きや、老廃物を体の外に排出する働きを持っています。腎機能が低下した状態を腎不全と呼びますが、腎不全が進行すると尿毒症と呼ばれる状態を引き起こし、放置すると命に関わる事態となります。現代の医学では、腎移植を行わない限り、一度失われた腎機能を回復させることはできません。透析は、低下した腎機能の代わりをする治療で、腎不全患者さんにとってはなくてはならない治療であると言えます。慢性腎臓病に対する透析療法は、一度開始すると永続的に治療を要します。2019年の調査では、日本の透析患者数は約34万人であり、366人に1人が透析を受けていると言われております。

そこで質問をいたします。

蟹江町における人工透析の患者数は何人いるのか、お伺いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

ただ今ご質問いただきました人工透析を受けてみえる患者様の人数でございますけれども、すみません、蟹江町として把握できます国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の方の中での数字でございますけれども、約90名前後の方が人工透析を受けてみえます。

そのほか、会社の保険などの方を含めると、蟹江町におきましても多くの方が人工透析を受けてみえるのではないかと思います。

以上です。

○8番 飯田雅広君

それでは、町民が透析治療できる病院がどこにあるのでしょうか。

周辺自治体のクリニックを含めて、ご答弁をお願いします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました町民が透析治療のできる周辺の病院等についてお答えいたします。

現在、蟹江町では、透析治療を受けられる病院等はありませんが、海部管内の市町村では、津島市が3カ所、あま市が1カ所、愛西市が1カ所、弥富市が4カ所で、合わせて9カ所となっております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

それでは、蟹江町の災害時の基幹病院はどこになるのでしょうか、お伺いをいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました災害時の基幹病院についてお答えいたします。

蟹江町では、特に基幹病院の指定はありませんが、県内では、藤田医科大学病院及び愛知医科大学病院の2カ所が基幹病院として指定されております。

基幹病院は、救命救急センターの指定を受けた病院から選定され、平常時から災害時における受入態勢の確立と各種研修の開催、訓練等を実施して、充実した医療体制を構築した病

院として、県内全域の災害医療体制の機能強化の役割を担っております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

それでは、蟹江町の透析患者の発災時の行動についてご教授いただければと思います。いかがでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました蟹江町の透析患者の発災時の行動についてお答えいたします。

災害が発生した際、まずは自身の安全を守ることが第一になります。その後、最寄りの避難所へ避難する場合、避難所の備蓄食料はカロリーや塩分が高く、透析患者の方が摂取されることによって症状が悪化する恐れがあります。

避難所へ避難する際は、非常持ち出し袋に、ご症状に合った塩分の少ない食べ物や病院から処方されている薬を携行していただくことが重要と考えております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

そうですね、電解質の調整ができないのでカリウムは危険だと思います。

よく避難所では、水分をしっかり取らなきゃいけないというようなことが言われていると思います。血栓ができるからということなんですけれども、透析患者さんは水分を取り除けないので、やはり水分の取り過ぎは注意をしなければいけないというふうに思いますので、ぜひそのことも入れていただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に行きます。

災害時において、蟹江町民が透析できるこの周辺の拠点病院はどこにあるのか、お聞かせください。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました災害時に蟹江町民が透析できる拠点病院についてお答えいたします。

海部医療圏では、透析を受けられる拠点病院としては、海南病院と津島市民病院の2病院となります。

また、海部地区の周辺の拠点病院では、名古屋第一赤十字病院、名古屋掖済会病院、中部労災病院、稲沢厚生病院、一宮市民病院の5病院となっております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

それでは、基幹病院、拠点病院における災害時の受け入れのキャパシティや電気系統の安定供給状況、通信連絡状況、水の確保等はどのようになっているのでしょうか、それぞれお伺いをいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました拠点病院における災害時の受け入れキャパシティについてお答えいたします。

災害拠点病院の運用体制、施設及び設備については、厚生労働省から示されている災害拠点病院指定要件に基づき、愛知県災害拠点病院設置要綱により定められております。

県の災害拠点病院における備蓄量等の細部は非公開とされておりますが、この災害拠点病院指定要件によりますと、災害時に、少なくとも3日間は病院機能を維持させるための燃料、発電設備、水や食料、医薬品を含めた資器材等の確保。また通信系では、衛星電話を保有し、インターネット環境の整備、さらに重篤患者を含めた多数の患者の受け入れについて示されております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

3日間はどういうようなお話でしたけれども、職員が行けるの、きちんと出勤できるのかというような心配は持ってはおります。それを、ちゃんと職員出勤できるのでしょうかというのは、今お聞きしても、お答えしようもないと思いますのでお聞きはしませんけれども、ある程度、やっぱり人の問題はこういうときあるのかなというふうに思います。

それはここの役場も同じかなと思いますけれども、職員がしっかりと出勤できるような体制、それぞれ病院がしていただければなというふうに思っております。

それでは、次の質問に行きます。

一方で、透析患者にかかわらず、避難所での医療的措置が必要な方への対応はどのようにされる計画になっているのか、お伺いをいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました避難所で医療的措置が必要な方への対応についてお答えいたします。

町では、海部7市町村と連名で、海部地区の医師会、歯科医師会、薬剤師会等と災害支援協定を締結して、被災地に向けて各救護班の派遣を要請いたします。

また、必要に応じて、これらの救護班は、避難所を巡回して医療活動を実施する計画となっております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

蟹江町においても、福祉避難所というものが指定されていると思います。災害時においては、福祉避難所の整備も必要不可欠になります。

福祉避難所の指定はどの程度進んでおり、また受け入れ態勢や整備はどの程度進んでいるのでしょうか。また、福祉避難所は、二次的な避難所と認識をしておりますけれども、一般の避難所と福祉避難所との連携がどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました福祉避難所の指定と一般避難所との連携についてお答えいたします。

現在、蟹江町では、セーヌ蟹江、カリヨンの郷及びカリヨンの郷新千秋の3施設を福祉避難所として指定して、災害時における支援協定を締結しております。

一般の避難所と連携した受け入れ態勢につきましては、一般の避難所での生活が困難な方を対象に、そのときの入居者の状況等に応じて、可能な範囲内で福祉避難所にて受け入れていただくこととなっております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

透析患者であるかどうかにかかわらず、まずは身の安全を確保するために、避難所に避難することになると思います。

そこで、避難所での透析患者への対応はどのような想定をされているのか、お伺いをいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

避難所での透析が必要な方への対応についてお答えをさせていただきます。

避難所でのまず受け入れ時に、お体のことなどをお申し出をいただきます。その情報を基に、医療の必要性や福祉避難所への移動をお願いするかの方針を決定いたします。

避難所での利用登録の際に、さらに治療状況、内服薬、透析の状況など詳細を聞き取るということを想定しております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

今、聞き取りをとというようなお話でしたけれども、多分、本当にこのような状況になったときには、かなりばたばたするんじゃないかなと思います。そういった中では、本当にしっかり聞き取れるような体制を、前もって準備していただければなというふうに思います。

透析患者は、一般的に2、3日に1回透析をしなければなりません。避難所で何日か生活をする中で、透析をしなければならない状況になることが容易に考えられます。避難所に避難した際において、透析患者が透析する手段の確保はどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

透析が必要な方への治療手段の確保についてお答えさせていただきます。

災害時の医療提供体制確保のために、海部医療圏で津島保健所が設置いたします調整会議へ、蟹江町として参画をいたします。この調整会議には、透析の専門医の組織であります愛知県透析医会が構成員として位置づけられております。

この調整会議におきまして、透析が可能な医療機関へのつなぎなど調整を図ってまいります。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

透析患者は、通常時は、身近な病院で透析治療を行っていることかと思えます。しかし、災害時は、蟹江町も被害を受け、浸水する可能性も大きくあります。それに伴い、病院も機能しなくなることも想定されます。

透析患者には限らず、町内の病院が機能不全になった場合の対応はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

町内の病院が機能不全になった場合の対応についてお答えさせていただきます。

蟹江町といたしましては、先ほどの海部医師会、海部歯科医師会、津島海部薬剤師会との協定に基づき協力を求め、医療救護所を設置、運営いたします。

この海部医療圏の保健所の設置いたします調整会議において、避難所等の医療ニーズの把握、分析を行い、医療チームの配置や患者搬送、医薬品の供給等の調整を行うこととなります。

さらに、医療体制整備が必要な場合は、町といたしましては、この調整会議でニーズをしっかりと伝え、調整を図ってまいります。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

透析患者が、避難所で定期的、継続的に透析治療を受けることは現実的に難しいこともあるかもしれません。また、近隣の透析クリニックも被災しており、定期的、継続的な透析治療ができないことも考えておく必要があると思えます。その際、広域的に透析患者を避難させ、安定した透析治療を受けさせることが当事者の命の維持にとって大事なことであり、行政の責務であると考えます。

透析患者の避難所から透析治療のできる病院への移動方法はどのような想定をなされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

避難所から透析治療のできる病院への移動方法についてお答えさせていただきます。

先ほどの保健所が設置いたします調整会議で、移動手段も含めて、透析が可能な医療機関へのつなぎとなるようコーディネートされることになっております。

また、愛知県災害地域防災計画では、公益社団法人愛知県バス協会や愛知県タクシー協会、名古屋タクシー協会と、災害時における緊急輸送等に関する協定を締結しております。愛知県外も含めて、広域的な移動手段の確保も想定されております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

災害時において、急に広域避難をしようと思ったとしても、事前に想定したり、協議をしていないとスムーズに動くことができません。

広域避難をするための協定等、事前の準備状況はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました広域避難をするための協定事前準備の状況についてお答えいたします。

現在、広域避難に関しましては、国土交通省や愛知県、近隣自治体等と連携した各種会議や協議会により、避難指示の発令に関する事項や具体的な避難先について検討しております。

今後も、広域避難に関する協定の締結に向けて順次進めてまいります。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

いろいろな会議や協議会ですとか、いろいろな計画が多分あるかと思います。

ただ、コロナで、そういった計画を進めるですとか、協定を結ぶですとかというのは、多分なかなか進んでいないんじゃないかなと思います。先ほども保健所というお話もありましたけれども、保健所も、ここ2年、3年は多分コロナで追われて、こういったことが進んでいないかなと思います。

ただ、災害はいつ来るか本当に分からないので、ぜひとも早くいろんなことを進めていただきたいなというのは思いますので、また県と連携してしっかりやっていただきたいなと思います。

ここまで、行政の最低限の役割についてお伺いをしてきました。

しかし、災害時には、公助のみならず、自助、共助も同様に重要であると言われております。

また、災害時の要支援者対策に詳しい同志社大学の立木茂雄教授は、自力で避難ができるお年寄りや家族の支援が受けられる障害者などは、自治体任せにせず、自分たちで計画をつくることも重要だとしています。

災害の発生から逆算して、自分が取るべき行動や避難を始めるタイミング、いざというときの避難先などを記載するマイ・タイムラインと呼ばれる自分だけの計画を、家族と一緒に考えておくと効果的だということです。

家族が同居していなかったとしても、高齢の親の代わりに実家周辺のハザードマップを確認したり、帰省したときに近所の人に支援を依頼したりすることなど、できることはあるとして、立木教授は、災害が起こる前に話し合っておくことが重要だということをおっしゃっています。

そこで、お伺いをいたします。

蟹江町においても防災意識を高めるため、小中学校におけるマイ・タイムラインの周知が

重要であると考えて、実施に向けて検討していると、今年1月の連合愛知尾張南地域協議会の政策要望書の回答にありました。その後の検討状況をお聞かせください。

また、小中学校のみならず、住民の皆様にも、自助、共助のためには有効であると考えますが、全住民に対しての周知に関してもお考えをお聞かせください。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問ありましたマイ・タイムラインの周知についてお答えいたします。

蟹江町では、須西小学校の3年生が、愛知県河川課の出前講座でマイ・タイムラインについて学びました。

今後は、町としても防災学習会などを通して、小中学校の生徒のみならず、住民の方へと幅広く、マイ・タイムラインの周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

水害が本当に考えられるこの地域においては、このマイ・タイムラインは、大変重要であるというふうに考えておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、通告書にはありませんけれども、民生部長と総務部長にそれぞれお伺いをいたします。

まず、民生部長にお伺いをいたします。

先日、愛西市にお住まいの透析をされている方にちょっとお聞きをしたんですけれども、愛西市では、119番をした際に、住所と名前を言わなくても、避難行動要支援者名簿に記載のある方は、自動で場所が地図上に出るというような話を聞きました。

蟹江町も、今システムとしては同じですので、同じような感じになるというふうに思いますけれども、このような、冒頭でも質問しましたとおり、防災の部署や福祉関連部門との連携のほう、部長としてどのように考えているのか、お聞かせください。

○民生部長 寺西 孝君

災害時避難行動要支援者登録名簿について、まずお答えをさせていただきます。

この名簿につきましては、町の関係課、区、町内会、民生委員・児童委員の方へ情報提供、情報共有について、申請者の方から同意をいただいております。

今、議員からありましたように、登録名簿につきましては、今、議員がおっしゃったように、住民課と、例えば消防署が情報共有をいたしまして、海部地方消防指令センターの指令台地図情報に、データとして落とし込んでおるところでございます。例えば、その該当の方から救急搬送要請があった場合におきましては、救急指令センターの地図上に、災害時避難行動要支援者名簿に登録されている旨の記載がされまして、より正確な患者情報として役立てられているところでございます。

この地図情報につきましては、海部管内5つの消防本部同一のお取り扱いでございます。

このように、行政間で情報共有をしていくということが極めて重要であると考えておりますとともに、私ども福祉の部局におきましても、名簿に登録される方に、要支援者の要介護認定者、または障害者手帳をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、しっかりと部内で連携と情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

消防のみならず、役場内でもしっかりと連携をしていただきたいというふうに思います。

それでは、総務部長にお聞きをいたします。

災害発生時における蟹江町の全体的な対応に関しまして、安心安全課を所管する総務部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、全体的な災害の対応というご質問にお答えをいたします。

飯田議員におかれましては、日頃からいろいろ防災対策につきまして、ご進言、ご助言のほういただき、ありがとうございます。

今回、こういった一般質問の中で、私としても改めて他の市町村の状況、課題等を、いろいろと参考と確認をさせていただきました。そういった中で冒頭にもございましたように、近年の豪雨災害の犠牲者のうち、非常に高齢者の犠牲者が高いという、割合を占めておるといところは認識をしております。

調べましたら、2018年の西日本豪雨におきましては、岡山県の真備町の犠牲者51人のうち45人が65歳以上の高齢者、まさに、88%以上の方が高齢者ということ踏まえて、国としては法律を改正いたしまして、高齢者や障害者などを守るための対策として、こういった個別避難計画を努力義務として作成してくれということになりました。

そういった意味で、非常に個別避難計画、大変重要な位置づけだと私自身も認識をしております。

また、個別避難計画の対象となります避難行動の要支援者には、介護が必要な高齢の方のほかに、先ほど来、お話が出ております難病患者の方、それから妊産婦の方なども含まれております。お話のあった透析患者様の場合も、自力で避難が困難な場合には要支援者に含まれるかもしれません。透析患者の方の、そういった災害時におけるそういうご不安とご心配、これは大変大きいものだとして認識をしております。

一方で、支援が必要な方々の命を守るための大切なこういう計画でございますけれども、地域の支援者の確保等、様々な全国で今、計画策定の課題はたくさんあるということは併せて認識をしております。いわゆる支援者ご本人も高齢者ということで、高齢者の方が高齢者を一緒に避難誘導するとか、そういうのは非常にご負担が大きいという課題も見えてござい

ます。裏返せば、地域のそういうご理解が得られないと、非常に難しい問題だということも認識しております。

今後も、町といたしまして、個別避難計画、これを少しでも多く整備をいたしまして、日頃から地域の皆様に、災害時だけでなく、普段からのそういった地域のつながりというか、支え合いに取り組んでいただくような、そうした町として働きかけをさせていただきまして、地域の防災力の向上に向けた取り組みも引き続きしてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

それでは、最後に、町長にお聞きをいたします。

全体的なことに关しましては、今、総務部長にお聞きいたしましたので、今回の一般質問の趣旨である個別避難計画や災害時の要援護者への対応に関してどのようなお考えか、お伺いをいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ほぼ、答弁が重複をいたします。全く考え方といたしましては、情報の共有を図りながら、先ほど言いましたように、全てのセクション、横串を入れまして、情報共有を図っているのは事実でありますので、ご安心くださいというのか、地方自治体の使命でありますので、しっかりやらせていただきたいというふうに思います。

災害に強いまちづくりというのもよく言われております。実際、日本自身が大きな災害に、日本ばかりじゃないんですが、世界各国で今、異常気象等も含めた災害の頻度が非常に多くなっているのが危惧されております。

そんな中で、日本も大正12年だったですかね。関東大震災から始まって、この辺で言えば、昭和34年の伊勢湾台風、同じく9月に発災しているわけであります。また、平成7年1月、阪神淡路大震災、そして、それからしばらくしてから、2011年3月11日にありました東日本大震災。本当に災害は忘れた頃にやってくるという、そういう話じゃなくて、災害は忘れずにやってくるという、そんな嫌な言葉まで生まれた災害の国になってしまいました。

そんな中で、今、飯田議員からご指摘いただきました障害者、そして、健常者も一緒でありますけれども、特に重視をしたいのは、私は、一番最後にご質問いただいたマイ・タイムライン、これだと思います、これに尽きると思います。

行政は当然、3万7,000人余の町民を守るのは当たり前のお話であります。当然、公助というのはもう必ずついてきます。その前にまず自助、そして共助。その前にご近所さんもしっかりつながりを持ちながら、情報の共有を最低限でいいですから持っていただきたい。

マイナンバーカードを持って云々というのは、もう別の話でありまして、地域のやっぱり

守りは地域でという、小さな団体の集まりが、私は災害を小さくする一つの大きな方法じゃないか。

また、避難計画につきましても、しっかりと個別避難計画と要支援とを結びつけて、情報を我々としては持っていきたいというように思っています。

いずれにいたしましても、まずはマイ・タイムラインというのか、自分たちのことは自分たちでというのをまず基本に置いていただいて、コロナ禍において、防災訓練だとか地域のつながりがちょっと希薄になってしまいましたので、何とか年明けには、再度町内会の連携、そして地域の連携、これも改めてまた強化をしてみたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○8番 飯田雅広君

災害は忘れた頃にやってくる、よく町長、おっしゃられている言葉です。多分これ、物理学者、防災学者の寺田寅彦さんの言葉だと思います。

天災は忘れた頃にやってくるという言葉ですけれども、これに関しまして私は、起きてしまった災害を忘れることなく、日々の備えをしっかりしようという意味だと、私は捉えております。ぜひ蟹江町にも、本当にしっかりとした準備をお願いしたいと思います。

今回の一般質問では、災害時要援護者のうち、主に透析患者さんにスポットを当てて、大規模災害に対する対応を質問しました。災害時要援護者とは、災害発生時に1人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のことです。

水害や地震の被災地では、高齢者が亡くなる割合が、先ほどもあったとおり多くなっております。また、避難所生活における関連死、入院に至る事例では、障害のある方や乳幼児などが報告をされています。

このようなことから、自分の力だけでは災害対策を行うことが難しい方々への対策が必要不可欠になると思います。蟹江町も、このような災害時要援護者支援に努めていただきますよう要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、民生部次長兼保険医療課長、住民課長、健康推進課長の退席と、教育部次長兼教育課長、民生部次長兼子ども課長、生涯学習課長の入場を許可いたします。

それでは、暫時休憩といたします。

開始は11時ということでよろしくお願いたします。

(午前10時48分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 佐藤 茂君

質問3番 水野智見君の「町所有施設の空調設備について」を許可いたします。

水野智見君、質問席へ。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野智見です。

議長の許可をいただきましたので、「町所有施設の空調設備について」と題し質問させていただきます。

今年の5月、6月は、例年以上に気温が高い日が多く感じました。といいますのは、私ごとですが、蟹江町宝地区、舟入地区の隣接地、名古屋市中川区福島地区内の稲田の水管理をしていますので、この地区は5月下旬に田植えが始まり、6月中旬までが稲田の水量の加減が大変微妙でして、今年は特に晴天、高温などが続き、管理が大変だったということです。その中、秋の収穫が終わり、今年も水の管理が終わったなということを、ふと思っていました。

私が大変だったなと思う時期は、やっぱり小中学校、また保育所等の子どもさん、児童の皆さんも、大変な思いをされたのかなということを思っていたところ、間もなく、来年度の予算編成が始まるなと思ひまして、過去に一般質問で、小中学校、保育所などの空調設備については要望してきました。設置のほうは、随分進めてもらっていることは十分承知していますが、この夏、町立図書館の空調が故障したということで、利用される方が大変不便であったということを思っています。

そこで、改めまして、現在の町所有施設の空調設備設置の状況及び空調設備の維持管理など、来年度以降の計画も含め、お尋ねしたいと思います。

まず1問目、各小中学校の空調設備の設置状況について、各小中学校別にお願ひしたいと思います。

小さい1番として、現在、設置が完了されている教室数についてお尋ねします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

各小中学校の全普通教室と、それから音楽室、図書室などに空調を設置させていただいております。

具体的には、蟹江小学校が26部屋、舟入小学校10部屋、須西小学校17部屋、新蟹江小学校16部屋、学戸小学校23部屋、小学校を合計しますと92部屋になります。変わりまして中学校になります。蟹江中学校20部屋、蟹江北中学校17部屋、中学校合計が37部屋、小中学校合わせまして129部屋となっております。

以上です。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

それでは、小さい2番として、現在、設置がされていない教室数をお願いします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それではお答えさせていただきます。

各小中学校の特別教室の一部において、まだ設置がされていない部屋がございます。

具体的に申し上げます。小学校です。蟹江小学校は3部屋、それから舟入小学校は2部屋、それから須西小学校は2部屋、新蟹江小学校3部屋、学戸小学校3部屋、小学校合わせまして13部屋。それから中学校になります。蟹江中学校5部屋、蟹江北中学校5部屋、中学校合わせまして10部屋、小中学校合わせまして23部屋ということになります。

以上です。

○4番 水野智見君

それでは、現在設置されていないところで、今後、設置計画等あるところがあれば、それもお願いします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

空調設備の整備につきましては、工事の効率や学校への負担などを考慮しまして、3年前の音楽室で整備したときのように全学校について同時に整備すべきか、もしくは学校ごとに整備すべきか、学校と調整しながら現在検討させていただいているところでございます。

経費がかかることから、財政部門との情報の共有が重要と捉えているところでございます。

また、先ほど議員からもありましたように、昨今の夏場の状況を考慮しまして、早急な対応に努めなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○4番 水野智見君

そうすると、今のところ、今後の設置計画は具体的にはないということかなと思うんですけども、蟹江町は、周辺自治体に比べて普通教室の設置は本当に早く、国が言い出す前に設置されていたということもありますが、今後も、特別教室はじめ、必要なところをしっかりと精査して取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、2番目、町内各保育所の空調設備についてお尋ねしたいと思います。

保育所は、随分進んでいるというふう聞いていますので、小さい1番の設置が完了されている部屋、2番目の設置がされていない部屋、3番目の設置計画をされている部屋含めて、各保育所ごとに一括でお願いしたいと思います。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

ご質問いただきました保育所の空調設備について、設置状況についてお答えさせていただきます。

町が直接管理いたします6つの公立保育所においてお答えさせていただきます。保育所ごとにご答弁させていただきます。

蟹江保育所につきましては、11部屋全て設置済みでございます。蟹江南保育所につきましても12室全て設置済みです。そして、蟹江西保育所、こちらも12室全て設置済みでございます。舟入保育所、同じく6部屋全て設置済みでございます。須成保育所です。10部屋ございますが、9つの部屋が設置済みで、1部屋未設置でございます。新蟹江北保育所、10部屋中9つですね、設置済みで1部屋未設置でございます。

こちらの今後の状況でございますけれども、未設置の部屋が全部で2部屋ございますので、現在設置に向けて検討中でございます。

以上です。

○4番 水野智見君

小中学校は夏休み等もありますが、保育所に関しては、夏の間も預ける方が利用されてみえますので、今後も、されていないところがごくわずかですがあるようですので、設置に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次、3番目として、各小中学校を含む町所有の体育館は、授業、部活、町の体育協会の活動などにも利用されています。

また、避難所にも指定されています。今年も数名利用されたと聞いていますが、体育館の空調設備の設置計画はいまだに検討されていないように思いますが、その点についてお答えをお願いします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

町立小中学校の体育館や町体育館への空調設備の整備につきましては、現在、検討を重ねているところでございます。

どの体育館につきましても、災害時における避難所となることなどから、早急の設置が望まれますが、先ほども申し上げましたけれども多くの経費が必要となることから、財政部門への相談や連携が必須と考えているところでございます。

以上です。

○4番 水野智見君

予算関係とか設備等にも費用も随分かかるとは思いますが、授業、部活、体育協会などの活動にもいろいろ利用されていますし、避難所になっているところもありますので、改めてどういうやり方でやるかは検討する中で進めていただきたいと思いますので、お願いします。

次、4番目、本庁舎内の北側にあります住民課、子ども課、税務課と、南側の政策推進課、総務課とでは、特に冬の間の室温差を感じると思うんですが、利用者の方から何か苦情等がありますか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、庁舎に関するご質問をいただきましたので、総務課からお答えさせていただきます。

まず初めに、ご心配、お気遣いいただき、ありがとうございます。

ご質問の住民課、子ども課、税務課の執務室のある役場1階北側をご利用いただいた住民の方から、寒いとの声をいただいたことはあります。また、執務をしております職員からも指摘はいただいております。

原因としましては、執務室が正面玄関や北側出入口に近いことや、エントランスが吹き抜けになっていることで、暖気が外や2階のほうに流れてしまうと分析しております。

対策としまして、現在、本日も特に冷え込んでおるんですけれども、こういった特に冷え込む時期につきましては、開庁前から暖房運転を開始するとともに、各課に設置している扇風機やサーキュレーターを活用して暖気を対流させ、少しでも暖気を拡散させるように、今、取り組んでおります。

以上です。

○4番 水野智見君

今のコロナ禍ということもあって換気等もありますので、なかなか難しい部分はあるかと思いますが、私は、現浅野総務部長が課長になられた直後に、税務課の課長補佐からみえたということもあって、先ほどじゃないですけれども、多分、課長補佐時代は寒い思いをしてみえたんじゃないかなということで、総務課長になられたときに、空調の関係のことでちょっと相談したところ、できるだけの範囲内で対応させてもらうということも言ってみえたので、今後も何か部長のほうから考えとか、来年度の予算も関係してくると思うんですが、一言あれば、ちょっと部長からお聞きしたいと思いますが。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、ご質問いただきました件にお答えをいたします。

本当に、平成27年でございますけれども、税務課の課長補佐から総務課長に着任をいたしまして、水野議員からいろいろそのときもお話いただいているのも、私は記憶に残っております。

当時、いろいろ国の施策的なものもあったんですけれども、電気料の削減というところがありまして、非常に職員も寒い思いをしとった、私も含めて寒い思いをしながら仕事しとるという傾向が見られましたので、なるべく朝、早めに庁舎に登庁いたしまして暖房のスイッチを入れるとか、夏場は空調のスイッチをなるべく早く入れて、職員が勤務開始で登庁するまでに、ある程度庁舎の中を冷やすとか、いろいろそういった工夫を、私のできる範囲でやっておりました。現在、それも現総務課長のほうに引き継ぎをいたしまして、そういう体制にはしております。

それで、今ご指摘のところの特に冬場の室温差の件は、これはもう当時からそういう事情がございました。冷暖房の空調の庁舎の設備はあるんですけれども、特に女性の職員に多くみられるそういった冷え性とか、そういう職員も多々いらっしゃいますので、そういう職員については個別に総務課長の許可をもらいながら、個別にそういった暖房の器具も、必要に応じて設置しておるといところでございます。みんながそういうことやっちゃうと、これは経費も含めて大変なことになりますので、個別に、個人に合わせたところの現状に合わせて、柔軟な対応は今現在しております。

それと、あと予算の関係でございまして、いろいろ今、先ほど来、担当課長のほうから、教育委員会、それから子ども、保育所の関係のいろいろお話ございますけれども、財政当局といたしましては、今そういった現状も含めて、しっかりと職員が公務に就けるように、仕事ができるような環境の整備は、しっかりとしていくための予算は、予算の編成上のところでヒアリングしながら、できる範囲の措置はしていきたいとそのように今思っております。

以上でございます。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

できる限りの範囲内で構わないんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょっと通告にはなかつたんですけれども、ちなみに、小中学校とか保育所などで、庁舎内と同じですけれども、夏、暑過ぎるとか、冬は寒過ぎるとか、そういったような苦情とか、こうしたらどうだという提案も含めて、先ほど言ひましたけれども、コロナ禍ということもあつて換気等の問題もあるかと思ひますが、これからこの冬場に関して、何かそういう話は聞いてみえるかどうかも含めて、お考えがあればお願ひしたいと思ひます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、小中学校の施設、学校の関係での苦情関係、お答えさせていただきます。

特に大きな苦情だとかそういったものは耳に入ってきていません。といひますのも、一応、町の基準ですね、冷房、暖房の基準がありますし、先ほど議員からありました換気等あります。そちらを、まずは換気を優先にさせてはいただひていますが、まずは町の基準に準じたものをやっております。

加えまして、デマンド装置ということで、いわゆる電気料の使い過ぎにならないような形でというところがありますので、総合的に効率よくやっただひているという状況でござひます。

以上です。

○民生部次長兼子ども課長 館林久美君

先ほどお答えさせていただきました保育所について未設置の2部屋、こちらにつきまして

は、日常的に使用するお部屋ではありませんので、利用する乳幼児及び職員について、毎日、日常生活を送る中での暑さ、寒さというところを感じる、苦しむというところはないと認識しております。

以上です。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

今後、庁舎ばかりではなく、各小中学校や保育所の施設等も含めて、まだまだコロナ、またインフルエンザ等も心配されていますので、空調も含めて取り組みをしていただきたいと思います。

それでは、次に、各空調設備の維持管理についてお尋ねしたいと思います。

各設備の耐用年数なども含めて、そういった確認等は業者に任せてみえる部分はあるかと思いますが、業者任せではないかということと、具体的に、町としてどのようにされているかということについてお尋ねします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、各空調設備の維持管理等のようにされていますかというご質問がありましたので、総務課からお答えさせていただきます。

まず初めに、庁舎内の空調機器は平成23年度に更新したもので、現状、取替え等が必要との指摘は受けておりませんが、次回、更新時等の際も、前回と同様に、庁舎の構造等をよく考慮して、効果的なエアコン等の配置に心がけていきたいと考えております。

保守点検につきましては、エアコンの保守点検業務については業者に委託をしております。委託の内容としましては、主に室外機や室内機の保守点検やフィルター清掃、自動制御機器の動作確認や清掃、また室内空気環境測定といったものを委託しております。

作業の際には、必要に応じて職員が立ち会います。専門的な知識も必要になるんですけども、職員が総務課になるんですけども、管理していく上で立ち会いながら業者の作業を確認しております。そして、完了後、作業報告書を受領して、現状、取り替え等が必要との指摘があるかどうか確認しております。

今後の保守点検の結果等も踏まえながら、予防保全と事後保全のバランスを取りながら、適切に維持管理をまいります。

各施設、それぞれありますが、役場庁舎以外の町有施設においても、各施設管理者において同様に適切に対応しております。

以上です。

○4番 水野智見君

対応はしてみえるのは、当然といえば当然なのかもしれませんが、先ほど言いましたように、図書館のほうで、そういったこの夏に故障というかありまして、予算等も議会の

ほうに出して対応してもらっているんですが、やっぱりそういうことは二度とないように、今後もしっかりとした対応のほうはお願いしたいと思います。

では、最後に、町長のほうに、通告のほうでは総括ということでお願いしてありますが、今までの答弁の中も含めてですけれども、町長、個別に、個人的にでも何かご意見等あれば、それも含めてお願いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、水野議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

総括と言われると、非常にプレッシャー感じるわけですが、ご質問の小中学校の空調はどうなんだというところであります。

これは、ご指摘いただいたとおり、今それぞれのセクションのマネジャーがお答えをさせていただきました。そのとおりであります。普通教室のみならず特別教室に対しても、早い時期に蟹江町は国にいろいろお願いに行き、やれるところからやらせていただいておりますが、まだ全ての、例えば特別教室の中でも理科室にはまだ入っておりません。ただ、普通教室には全て入ってございますので、支障はないのかな。

ただ、昨今、電気料の値上げ、そして原材料の高騰、ロシアのウクライナ侵攻等々に伴ういろんな諸事情ですね、本当にマイナスの要因が多うございます。そんな中で、例えば電気料の補正予算を組まなきゃいけないような状況が、多分これからも続いてくるんじゃないか、そういうことを考えますと、やっぱり財政当局ともしっかりと話をしながら進めていかなきゃいけないというのが根底にございます。

それは、地方自治体の都合でありますので、町民の皆様方に安定した保育、そして、安定した教育が受けられるような、一番肝腎要でありますので、しっかりとやってまいりたいと思います。

そして、体育館の空調につきましてもご指摘をいただきました。これも数年前から、実は特別教室とともに考えさせていただいておったわけであります。特に、蟹江中学校においてはタウンミーティング、そして、北中学校の体育館においてもまちづくりミーティングを開催いたしましたところ、私も当然、そこの中で1時間半ぐらいの時間は滞在するわけですが、もうこの異常な暑さで、子どもたち、生徒たちの顔を見るだけでもちょっとつらい状況が続いております。

来年度も今年度と同じく、多分異常気象なのか、これが普通の気象なのか分かりませんが、夏は非常に高温多湿の状況が続くのではないのかなと今想像する中で、先ほど次長が答弁させていただきましたとおり、しっかりと優先順位を考えながら、災害の避難場所にもなる体育館でありますので、慎重に調整をしていきたいなというふうに考えております。

図書館のこともご指摘をいただきました。本当に申し訳なく思っております。今、設計、そして、エアコンの新たな導入に向けてやらせていただいておりますけれども、まさに今、

令和5年度の予算編成の真っ最中でありまして、来年度の歳入の見通しが非常におぼつかない中で、厳しい予算査定を今していただいております。

来年度について、今ここで語るのはちょっと時期尚早であります。そんな中で、この庁舎も、もう皆様にも大変ご迷惑をおかけいたしまして、議事堂への漏水なんていうのは、もう本当にあってはならんことでもありますし、昭和51年にこの庁舎はスタートいたしました。耐震等々について、i s 値についても0.7以上の強度は保たれております。

だが、大規模の防水だとか、それから外壁のクラック等々についての修理は、部分修理で終わっております。築47年が経過をしようとするこの建物を、やっぱりしっかりとこの時期やっていかないと、とんでもないお金がかかるのではないのかなという判断の下、今現在、防水と外壁の修理をさせていただいております。

それを含めてでありますけれども、夏に向けて、そしてまた秋に向けて、冬に向けて、オールシーズンしっかりと住民サービスができるような、そしてまた、職員が快適に執務ができるような、そんな環境をつくってまいりたいというふうに思っております。

今は、国から来る特別交付税も含めてであります。非常に厳しい状況の中で、少なからず普通交付税に頼るところがあるわけでもありますので、我々といたしましては、歳入の確保もしっかり考えながら来年に向かっての予算編成、そして、もしも、国から緊急の事業があれば、補正予算等も対応していかなきゃいけないと思っております。

いずれにいたしましても、公共機関につきましては、しっかりと管理をこれからもやっていくとともに、未来永劫この施設が、耐久年度に合ったところまで使用ができるような、最低限のメンテはやってまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。答弁漏れがありましたらご指摘ください。よろしく申し上げます。

○4番 水野智見君

ありがとうございます。

町長のほうには、国のほう、また県のほう等に要望等もしてもらっているということは重々分かっていますし、いろいろ走り回って、今、国のほうも予算の編成をやっているということで、度々東京にも行ってみえるということは聞いています。

そういったことも含めて、今後しっかり対応をしていただいて、できるところからで結構ですけれども、体育館のほうに関しては、どういう形でもいいんですけれども進めてもらえるといいなというふうに思います。

これで質問は終わります。

○議長 佐藤 茂君

以上で水野智見君の質問を終わります。

ここで、民生部次長兼子ども課長、生涯学習課長の退席と、政策推進課長の入場を許可い

たします。

暫時休憩します。

(午前11時27分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

○議長 佐藤 茂君

質問4番 三浦知将君の「災害に強いまちにするために」を許可いたします。

三浦知将君、質問席へお着きください。

○2番 三浦知将君

2番 三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、これから通告書にしたがって質問させていただきます。

私は、これまでに一般質問で、蟹江町の財政状況や税金についてお聞きしてきました。

住民サービスの向上のために、町政としては健全な財政運営を目指していかなければなりません。健全な財政運営をしていくために、まちづくりを行い人口を増やすことや、地域の経済を活性化させることにより蟹江町の収入を上げる、そして、支出を見直し、抑えることもあります。

本日も、蟹江町の財政についてお聞きしたいことがありますので、よろしく願いいたします。

ここで財政といっても、漠然と話ししてもなかなか伝わらないことがあります。数字で表せば、また一つの指標になるかと思えます。

まず、財政力指数というものがあります。こちらは、基準財政収入額と基準財政需要額で割って得た数値の過去3年間の平均値のことです。難しい言葉で今表現してしまいましたが、収入と支出のバランスによる財政の豊かさを表した数字のことです。

ほかにも財政の健全性を示す数字として、経常収支比率や公債費負担比率などがありますが、今回は財政力指数についてお聞きしたいことがあります。

今現在、蟹江町の財政力指数は、県内で何番目に当たるのか教えていただきたいです。よろしく願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、財政力指数についてご質問ありましたので答弁させていただきます。

令和2年度から今年度までの3か年平均では0.84で、愛知県内54市町村の中で35番目です。補足しまして、全国1,741市区町村で捉えますと173位ということになります。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

そもそもなんですけれども、愛知県の市町村は、財政力指数の平均値が高いと言われております。35番目となっておりますが、決して低くはない数字なんですけれども、蟹江町のポテンシャルがあれば、もっと上位に行けるのかなと思っております。

ちなみに、1を超えると地方交付税の不交付団体となり、国から自立した健全な財政と言えることができます。もちろん、一概に言えないことがあると思いますが。

そして、海部の近隣地域で比較をしてみますと、過去3年間の平均、津島市は0.73、愛西市は0.6、弥富市0.94、あま市0.7、大治町0.8、蟹江町0.83、小数点第3以下は切り捨てております。飛島村が2.01という数字になっております。飛島村はちょっと飛び抜けておりますが、蟹江町は、近隣7地域では3番目に位置します。

近隣市町村においても蟹江町が悪くない数字となりますが、これから1を超えることができる財政を目指していただきますよう、お願いいたします。収入と支出については、このバランスはどのように表されることもあります。

また、これから事業を行っていく上で、もしくは、何か不測の事態が起きたときに、町のお金を使わなければいけないことがあると思います。

町の財政について基金というものがあります。特定の目的のために資金を積み立てして、財政を維持させることや事業費に充てるものになります。いわゆる貯金のようなものになります。

そこで一つ、財政調整基金というものがありますが、こちらはどのようなものになるでしょうか、よろしく申し上げます。

○総務課長 藤下真人君

それでは、財政調整基金とはどのようなものでしょうかというご質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

年度間で生じる財源の不均衡を調整するために積み立てておく基金のことです。

財源に余剰がある場合に、その余剰分を積み立てておき、財源が不足する年度に取り崩して活用することで、その年度の財源不足を補てんする役割を持っております。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

財源不足のために備えておくための蟹江町の貯金であるということを認識しました。

そこで、また質問させていただきます。

現在の蟹江町の財政調整基金は幾らになりますでしょうか。あと、年々どのように推移しているか、教えていただければと思います。

○総務課長 藤下真人君

当町の財政調整基金の残高は、令和3年度末現在で約11億2,700万円です。

年々の推移につきましては、近年は、社会保障関係経費をはじめとした支出の増加に対応するために財政調整基金を取り崩しており、基金の残高は若干減少傾向にあります。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

今お話あったとおり、財政調整基金を取り崩すことがあったということですが、すみません、具体的に取り崩す際に、もう一度、何に使ったか、教えていただければと思います。

○総務課長 藤下真人君

それでは、何に使ったかというご質問ですが、財政調整基金は、その年度の財源不足を補てんするという性質上、特定の用途を定めない一般財源とされています。

なお、特定の目的のために実施する事業については、公共施設整備基金や下水道事業基金などの特定目的基金を活用することにより、財政負担の軽減を図っております。

先ほど答弁させていただいたところでは、社会保障関係経費をはじめとして、その都度、必要な財源として活用させていただいております。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

ちなみになんですけれども、財政調整基金は今までどのように積み立てていったのか、教えていただければと思います。

○総務課長 藤下真人君

財政調整基金はどのように積み立てていくのでしょうかというご質問にお答えさせていただきます。

地方財政法第7条の規定により、決算により生じた実質収支額の2分の1以上の額を財政調整基金に積み立てなければならないとされています。

また、年度途中における収入と支出の状況により、財源の余剰が生じる見込みがある場合には、他の基金や町の財政状況を総合的に勘案しながら、財政調整基金への積み立てを行っております。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

積み立て方は分かりましたが、今後、この財政調整基金を積み立てる目標とした数字とかいうものはあるでしょうか。

そして、財政運営として適正な額なのかどうか、根拠もあれば教えていただければと思

ます。

○総務課長 藤下真人君

財政調整基金の目標数字、適正な額等についてお答えさせていただきます。

年度間の財政調整という財政調整基金の目的に沿った運用を行っていくため、財政調整基金の適正な水準を標準財政規模の15%と見積もっております。

令和3年度末の基金残高11億2,700万円につきましては、標準財政規模の約14%となっており、おおむね適正な水準を維持できていると考えております。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

今、適正な財政調整基金が積み立てられているということが分かりました。そして、水準があるということも理解いたしました。

そして、今後、健全な財政運営をしていく上で、ほかに何か必要な基金とかそういったものはあるのでしょうか、教えていただければと思います。

○総務課長 藤下真人君

現在、当町では、一般会計、特別会計合わせて11の基金を設置し、それぞれの基金の目的に沿って適切に運用しております。

新たな基金の創設は、将来にわたって特定の支出が見込まれる想定とされる場合には、しかるべき基金を設置して、将来的な歳出の増加に対応するための財源として活用することにより、健全な財政を堅持してまいります。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

財政調整基金は重要な基金でもありますが、あくまで用途不明といいますか、不測の事態に備えて調整する基金だということが分かりました。やはり、特定の目的のためには、きちんとその目的のための基金を積み立てていくしかないということも分かりました。

防災対策に特化した基金があるかどうかということは、また今度お聞きしたいと思います。

なぜ、このような話をしたかといいますと、やはり災害に対して、町がどのような対策をしているかということに不安を感じています。平時には分からないことですが、災害はいつ起こるかを予測するのではなく、いつ起きてもいいように準備しておくべきだと思います。

先ほども飯田議員からの一般質問にもありましたが、南海トラフ地震が起きると予想されております。今後40年以内に来る確率が90%程度と引き上げられ、30年以内には70%から80%と想定されています。

この南海トラフ地震によって、最悪の場合は、死者は32万人を超えるとも予想されていま

す。さらには、停電、断水により上下水道が利用できなくなる、ガスの使用もできなくなる、そして、食料不足も想定されております。南海トラフ地震による被害は計り知れないものであり、蟹江町においても人ごとではなく、いつでも起き得る災害として防災対策をしていかなければなりません。

そこで、蟹江町として取り組んでいることはあると思いますが、お聞きしたいことがあります。

総合計画の基本戦略にも記載がありますが、町民一人一人が災害に対する関心を高めていく、地域コミュニティによる防災力の向上に取り組んでいくとなっております。実際、これは具体的にどのようなことを取り組んでいるのでしょうか、お願いいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました災害への関心を高め、防災力の向上に向けての取り組みについてお答えいたします。

町では、広報誌で台風や地震に関する特集を刊行して、より多くの方に災害に対する関心を高めていく取り組みを行っております。また、防災学習会においては、時勢に即したテーマを開催するなど、防災意識を高めていただくよう努めております。

次に、防災力向上の取り組みにつきましては、地域の自主防災会による防災資機材とか備蓄食料の整備を支援することで、地域防災力の機能向上を目指しております。

さらに、災害時に、町民同士の協力体制を構築するために、積極的な訓練参加を促進してまいります。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

今お話があったように様々な取り組みをされており、具体的な関心を高めるようなことも取り組んでいるというお話でしたが、住民の方はどのくらいの方が関心が高まり、意識が変わり、具体的にどのようなことをしているかも必要であるかと思えます。

例えば、現状、蟹江町内において、どのくらいの建物が耐震化されているか、各家庭や職場において、家具等の転落、落下防止対策はどのくらい行っているか、そういったところを知りたいところです。

データによりますと、このような対策で死者数を大きく減らすことができるということです。私自身も知人のアドバイスにより、家や職場、車の中に防災グッズを置いてあります。いつ何が起こってもいいように、自分が一番いそうな可能性の高いところに置いています。

ところで、今の防災対策に対して住民満足度はどのくらいなのでしょう。また、どのように調査を行っているのでしょうか、教えていただきたいです。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました防災施策に対する住民満足度はどのくらいか、どのように調査を行っ

ているかについて、担当課であります政策推進課からお答えさせていただきます。

まず、防災施策における住民満足度ですが、24%でございます。

これは、第5次蟹江町総合計画を策定するにあたり、町民の意見を計画づくりに反映するため、平成30年度にアンケート調査を実施しております。この調査は、町内にお住まいの18歳以上の方の中から、無作為に3,000人の方を選んでお願いしております。

防災分野の項目では、避難所、避難路整備などの防災対策について満足度をお尋ねし、「満足」、「まあ満足」と答えた方が24%でした。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

24%ということで、総合計画にも記載がありますが、令和7年の満足度の目標値が40%となっております。この満足度が高ければ防災の準備は万全なのでしょうか。本当に皆さんが防災の対策をしているかどうかまでは分かりません。

だからこそ、満足度では足りていないのではないのでしょうか。防災力が上がっていないように思えます。このあたりどのような考えがあるか、お聞かせお願いいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいまの満足度が足りない、防災力が上がっていないのではというご質問についてお答えいたします。

住民意識調査による防災施策への満足度は、前回調査で21%、今回の調査では24%と、3%上がったものの、高い値ではないと認識しております。

また、調査の内訳によりますと、約4割以上の方が「どちらとも言えない」と回答しており、その要因として、町の災害対策への関心の低さがうかがえます。

今後は、地域の防災訓練をはじめ、さらなる啓発活動を推進してまいります。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

啓発活動によって防災力を高めていくというのも分かるんですが、例えば、私と同じ世代では、まだまだ防災に関しては無関心な人も多いです。若い世代が地域のコミュニティーに積極的に参加したくなるようなイベントや、もしくはSNS等を利用して、まずは周知させるのもいいと思います。

また、実際にどのような防災の準備ができているか、町内会などのコミュニティーを通して確認していただけると、よりよいと思います。

また、引き続き質問させていただきます。

蟹江町としては、今どのような防災対策を行っているかどうか、教えていただければと思

います。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました蟹江町としてどのような防災対策をやっているかについてお答えいたします。

蟹江町では、現在、地域防災計画に基づいて、町民一人一人の災害に対する関心や地域防災力の向上に向けた取り組み、また災害時を想定した防災訓練、地域との連携強化、情報共有などを行っております。

また、町民の生命を守るため、避難所となる公共施設への各種資機材、非常用備蓄食料の維持管理や、情報の伝達手段として同報無線、防災メール等の整備を行っております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

それでは、引き続き防災対策、行っていただきますようお願いいたします。

先ほども述べましたが、食料不足が懸念されていることもあります。現在、蟹江町としても食料や水を備蓄していると思いますが、どのくらいあるのでしょうか。また、どのような食料になるのでしょうか。そして、アレルギー対策等はしているのでしょうか、お願いいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました水や食料の備蓄分と食物アレルギーの対策についてお答えいたします。

蟹江町では、防災倉庫と各避難所を合わせて、食料は約6万食、飲料水は500ミリリットルのペットボトルで約3万8,000本を備蓄しております。食料については、アルファ米が主流ですが、食の多様化により、缶入りパンやパスタ、クラッカーなど、幅広い種類の非常食を備蓄しております。

近年、食物アレルギーに配慮した非常食が増えてきている傾向にありますが、町の方針としても、特定原材料の表示がされているものを購入することとしております。

以上です。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

6万食と水が3万8,000本ということで、蟹江町の人口に対して蟹江町だけの備蓄、この量だけだと、1日、もしくは2日ぐらいしかもたないかもしれません。もちろん企業との災害支援協定や国からも支援があると思いますが、常に最悪も想定していかなければならないとも思います。

保管場所や消費期限など、管理上、ただ多く増やせばいいということではありませんが、あらゆることを想定しながら、引き続きよろしくようお願いいたします。

そしてまた、こちら質問させていただきます。

避難場所において電気はどのように供給するのでしょうか、教えていただければと思います。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました電気はどのように供給するかについてお答えいたします。

災害時に、常用電源が途絶えた場合、役場庁舎では非常用発電設備が設置されているため、防災用機器、通信設備、照明など、行政機能を維持するための最低限必要な電気は供給されます。

一方で、指定避難所の22施設には、災害用のリチウムイオン蓄電池やスマートフォン約30回分充電できるマグネシウム空気電池を整備しております。

これらの非常用電源は、夜間の照明や災害対策本部との通信連絡用などの重要機器を稼働させるための電源となっております。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

途中ではございますが、どうもまだまだ質問等があるようでありますので、それでは昼からとさせていただきます。

それでは、ここで少し早いですけれども暫時休憩といたします。

午後1時から再開ということで、よろしく申し上げます。

(午前11時55分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 佐藤 茂君

三浦知将君の「災害に強いまちにするために」の続きをよろしく申し上げます。

○2番 三浦知将君

では、先ほど、電気はどのように供給しますかということで答弁いただいて、続けさせていただきます。

発電機があるというふうにおっしゃられていたんですけども、発電機があるところに関しては限られていると思います。発電機があるところとないところの差が出てしまい、さらにポータブルでは供給できる電気料も有限のように思います。

避難場所で安定した電気の供給を図るために対策は何かしているのでしょうか。またはそのようなお考えはあるのでしょうか。お聞かせお願いいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました、避難所で安定した電気の供給を図るための対策についてお答えいた

します。

町では、災害時に避難所等の施設が停電した場合を想定し、早期復旧を目的として中部電力パワーグリッド株式会社港営業所と災害時における総合連携に関する協定を結び、できるだけ早い段階での電力供給を受ける仕組みを構築しております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

例えば、そういった早期復旧作業、あるかとは思いますが、できない場合もあるかもしれません。昔に比べて、今は太陽光や蓄電池の発達により自家発電で自己電気を供給することも可能となっております。しかし、太陽光に関しては、設置場所や天候により不安定なこともあります。ですが、昨今の電力会社による電気料金の高騰もありますし、各避難場所に太陽光等を設置して災害時だけでなく普段も電気の有効活用できるようにまたご検討もしていただければと思います。

また、引き続き質問させていただきます。

先ほど、飯田議員の質問と少しかぶってしまうところもありますが、高齢者の方や乳幼児の方のためにも対策は何かしているのでしょうか。お願いいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました、乳幼児や高齢者の方への対策についてお答えいたします。

乳幼児につきましては、町内の保育所を乳幼児優先避難所に指定して、乳幼児用の粉ミルクや離乳食、おむつなどの資材を整備しております。高齢者につきましては、災害時に介護を必要とした方を対象とした福祉避難所の開設を定めた災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を町内の3施設と結んで避難所生活の向上に努めております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

では、乳幼児や特に介護が必要な方、高齢者の方のいる家庭は避難場所での集団生活はとても厳しいと思いましたので、そのような特別な施設があることに安心しました。

あとは、避難場所において続けさせていただきます。

トイレやプライバシー対策はどのようにお考えになっているのかお聞かせ願います。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありましたトイレやプライバシーの対策についてお答えいたします。

トイレにつきましては、避難所に簡易トイレや車椅子対応型トイレのほか、下水道直結型のマンホールトイレを整備しております。また、断水等によって利用できない場合もありますので、それぞれの避難所には災害用トイレ処理セットを整備しております。

次に、プライバシー対策につきましては、避難所では家族単位を1区画としてプライバー

ト空間を確保し、さらに感染対策としても有効なパーティションを設置しております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

避難場所の生活はとても、集団生活により普段と全く違う環境で生活していかなければならず、ストレスによる心身共に負担が大きいと思われま。トイレに困った話や騒音によるトラブルも聞いたことがあります。被災時には皆さん大変なのは承知なんですけれども、被災者の負担を軽減させるよう対策をこれからもお考えいただけますようお願いいたします。

また質問を続けさせていただきます。

避難場所や被災地における空き巣や窃盗などの犯罪対策、行政としてお考えはあるのでしょうか。お聞かせをお願いいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました避難所や被災地における犯罪対策についてお答えいたします。

避難所や被災地での犯罪対策として、巡視活動等を地元警察へ依頼し、犯罪防止を図ります。さらに、避難所運営委員会による避難所でのルールづくりを周知し、犯罪抑止の観点からも活動してまいります。また、住民個人でも貴重品の管理など徹底するように周知してまいります。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

被災したときこそやはりみんなで力を合わせ、指揮系統や組織を迅速につくらなければならないと思います。避難場所のマニュアルもあると聞いたことがありますが、あまり認知されていないと思いますので、それも周知していただくような取り計らいもお願いいたします。また、災害時に便乗して犯罪も発生するかと思いますが、被災者の方が避難場所で安心して生活できるようお願いいたします。

最後、町長に質問させていただきます。

今、蟹江町としていろいろと防災対策をされていると思いますが、さらに災害に強い町にするために、ソフト面、ハード面、併せてどのようなことをしていくかお考えをお聞かせいただければと思います。

○副町長 加藤正人君

町長にというご質問ですが、まず私からお答えをさせていただきます。

午前中の町長の答弁にも、「災害は忘れる前にやってくる」という名言がございましたが、平成12年に東海豪雨が発生をいたしました。9月11日でしたけれども、当時、私は県からの派遣職員として蟹江町役場に勤務をしておりました。2、3日前から雨が降り続いておりましたけれども、当日は特に午後から強い雨脚が一段と強くなって、駐車場にも、あるいは周りの道路のほうにも水が浮いてくるような大変な豪雨になり、さらに夕方にはもう傘を差し

でも外に出られないような今まで経験したことのない降り方でした。これはただ事ではないなというふうに感じたところでございます。その後の特に新川流域での被害等につきましては、ご承知のところだと存じますけれども、そうした中で蟹江町は土地改良事業で設置をしました排水機がフルに稼働をいたしまして、床上浸水数件はありました、床下浸水もありましたけれども、あれだけの豪雨の中で比較的小さいとは言いませんけれども、相対的に見れば大きくない被害にとどまったというふうに感じております。そのときほど、やはりその排水機の恩恵を私も感じたことはございませんでして、やはりそれが全てフル稼働したんですが、一部でも故障していれば本当に大変なことになっていたのではないかなというふうに、まさに実感をしているところです。そうしたことから、まずはやはり県や土地改良区と連携をして排水機の適正管理、さらには更新を計画的に進めていくことがまずこういった海拔ゼロメートル地帯での防災対策としては大事になるのかなというふうに思っているところであります。

さらには、町内各地でやはり道路、堤防、橋梁等、やはりインフラが老朽化をしております。大地震等の際に被害を少しでも軽減をし、あるいは復旧を迅速に行うためにもそういったインフラの計画的な更新、適正な維持管理というのもまずハード面として重要な対策であるというふうに思っています。その上で、例えば、先ほどご質問のありました非常用食料の備蓄を含めた避難所の整備、あるいは災害発生が懸念される場合の適切な避難情報の提供であるとか避難の誘導、さらには避難所の迅速な設置とか運営、また町民の皆様の日頃からの防災意識の向上、マイ・タイムラインというのも先ほどございました。そういったものも含め、また耐震補強の補助等、様々なやはり対策を積み重ねていくことが重要ではないかなというふうに思っているところでございます。

ただ、そうした中で1つ懸念をしておりますのは、新型コロナの影響でここ3年間、役場のほうもそうですし、地域の自主防災会もそうでございますが、十分なやはり防災訓練ができていないということは非常に心配をしております。今後のコロナの推移にもよりますけれども、来年度はぜひしっかりした訓練を役場も自主防災会でもできるように、これは切に願っているところでございます。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

今、副町長が答弁した部分で重複する部分がほとんどであります。ただ、先ほども飯田議員のときにもお話しをしましたが、まさに災害は忘れる前にもう今やってきます。そんな中で、このコロナの状況相まって、やはり皆さんの気持ちが何か1つになり切れていないような状況が蟹江町だけではなくて近隣の市町村にも見られるわけであります。再度、緊急事態宣言が出されるような大きな災害がいつ来るか分からないような状況、恐怖をあおるのではなくて、自分たちの気持ちの中でゆとりを持ってしっかりとした伝達事項、例えば、マイ・

タイムラインもそうありますが、まず自分たちは何をするかということだけをしっかりと意識づけをするような啓発啓蒙運動、まずソフト部分でありますけれども、それをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。ハード部分については先ほど副町長の答弁のとおりでありまして、いろいろな意味で排水機の管理は言うに及ばずしっかりとやってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございました。

やはり、ソフト面だけとかハード面だけではなく、両輪でやはり防災対策を行っていかなければ町としてはいけないと思います。防災に対しても、準備してもし過ぎるに越したことはないと思います。防災で大事なことは備えだと思えます。1人1人が意識して自分を守ること、備えることも大事なのですが、万一のときは地域の人たちとお互い助け合うこともでき、行政も町民を守っていけるような災害に強い町にさせていただきますようお願いいたします。

これで私の一般質問は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

以上で、三浦知将君の質問を終わります。

ここで、政策推進課長の退席と土木農政課長の入場の許可をいたします。

暫時休憩します。

(午後1時14分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時15分)

○議長 佐藤 茂君

質問5番 伊藤俊一君の「蟹江町を南北に通る道路整備等を問う」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番の伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「蟹江町を南北に通る道路整備等を問う」と題しまして質問をいたします。

最初に、東郊線踏切の高架の方針、その基となる高架までの安全対策について、幾度も問題提起をしております。また、防災建設常任委員会におきましては、黒川委員長の下で委員会で議論をし、議会報告をさせていただいたところでございます。

長きにわたり危険な踏切のまま対策を何もせずにこのまま放置すべきではないことは、どなたもお分かりであるはずでございます。なぜ進まないのか。幾度も質問をしております。

たけれども、何の進捗もなく今日に至っているわけでございます。蟹江町においては以前から述べておりますけれども、流通人口、これがなければ蟹江町がないと言っても過言ではありませんけれども、そういった流通人口がこのままでありますとだんだんと減ってまいります。そのようなことにならないがためにも、一日も早く流通人口が減る前に対策をしないと商売屋さんのためにもなりませんし、蟹江町のためにもならないわけでございます。

特に、こういったことの大きな私が問題点といたしますのは、税収に関わる問題になってまいります。この状況を結論づけて蟹江町内外にめどを示して、安心して安全な蟹江町であることをお示しをしていく、このようなことが大切であると思っております。

1つ目には、JRとの契約がございました。高架にする、このことに時間がかかり過ぎて、どうしても高架をするまで待てない状況が蟹江町にはあるわけであります。しかしながら、蟹江町の堤防であります蟹江川の左岸堤の閉鎖、もしくは八ヶ島の踏切の閉鎖をするということになれば、東郊線の拡幅は何とか克服できるのではないかと、そんなようなことも思っておるわけでございます。いずれかの方針を決めて前に進めていかないと、なかなかこの問題は解決になりません。もう何十年もたっておりますけれども、本当に半歩も前に進んでいない、そういったことが現状であります。

そして、今須成線におきましても、須成の先輩議員であります山田薫先生とか大原龍彦先生の努力があり、今の状況があるわけでございます。そういった中で、私、伊藤俊一が後を引き継ぎ、何とか開通に向けて努力をしまいつておるわけでございますけれども、まだまだその見通しすら立たない状況が続いております。何とか蟹江町役場に北から南へ便利な道路が早く開通できることをどなたも願っておる次第でございます。

そんな中で、相当前になりますけれども、平成24年の12月議会において私が質問をいたしました。議員の皆様のお手元に配信をされております議事録、これをよく見ていただきますと、そんな当時のことがよく分かると思います。平成10年度の目標、完成したいのはどうなんだ、それは佐藤篤松町長が最大の目標として何とか10年をめどに完成させたいと、そんな所信表明が流されて以来、その後、産業建設部長である水野という部長が答えられております。とにかく、平成28年から29年、こんな頃までのめどでスケジュールを持っている、どんなスケジュールだと、それをいろいろとお話聞きますと、何とか28年から29年にほとんど残っている土地を買収して……おかしくなってしまうようなことにならないようにひとつ対策も立てていただきたいと思いますが、本当にそんな当時は28年から29年、これに何とか完成をさせるというめどを取っておった。今はどうですか。全くもってそんな状況にないということが現状でございます。そういったことについてもいろいろと質問をさせていただきますけれども、まず、1つ目といたしまして、東郊線の踏切、これが高架化についてどのようなことになっているのか、現在どうなのかということについて、まず1つ目の質問としてお尋ねをいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、東郊線につきましてご答弁させていただきます。

町道東郊線は、あま市七宝町との境界であります桜四丁目から名古屋市港区の境界であります舟入二丁目までを結ぶ路線でありまして、蟹江町とあま市北部までを結ぶ都市計画道路「七宝蟹江線」として都市計画決定がされているところでございます。

現在までの進捗としましては、平成元年度から本町五丁目の交差点からニューシティ蟹江の南端までの区間につきまして事業認可を受け整備をいたしました。

また、平成20年度からは県道弥富名古屋線の本町五丁目交差点改良に伴う影響区間について整備を行いまして、県道弥富名古屋線も含めた4方向に右折レーンを設置いたしました。これまでで延長約2,900メートルのうち約380メートルが整備済みとなっているところでございます。

また、JR線北側の桜地区で実施されました土地区画整理事業におきまして、計画道路用地を確保するなど事業進捗に努めておりますが、他の区間は未整備のままとなっているのが現状でございます。

伊藤議員からは過去にも何度も質問をいただいておりますがご心配等おかけしておりますが、町といたしましても、西尾張中央道に次ぐ重要な南北幹線道路として認識しているものの、JR関西本線と近鉄名古屋線との交差が都市計画上立体交差とされていることもありまして、事業規模を考えたときに用地取得から工事完了に至るまで、町単体の事業として実施することは財政的に難しい状況でございます。

そのため、都市計画道路としましては、あま市まで続く広域幹線道路であるため、県道格上げについて、平成23年度から毎年県の議会建設委員会へ要望をしているところでございます。この東郊線の町単独での整備が非常に困難であることや、平成28年度には県道境政成新田蟹江線と蟹江飛島線の2路線の一部、平成29年度には県道鳥ヶ地名古屋線の一部が町道に降格され、町の負担もかなり厳しくなっていることを理由に、町長からこういった要望をずっと継続をいただいているところでございます。

また、産業建設部長以下が参加しまして、海部建設事務所内の当該年度の事業計画につきまして円滑に実施できるような調整及び協議をする市町村別調整会議という中でも県道格上げについてを要望を行っておるところでございます。

これらの要望に関しまして、県の回答としましては、都市計画道路七宝蟹江線は将来の県道網を構成するのに有力な路線候補の一つと考えておりますが、鉄道交差もありまして大規模な事業となることを見込まれることや当地域では南北幹線道路の整備として日光川右岸堤の防災道路を優先して整備しているということから、その進捗状況を踏まえて検討していくこととしておるところでございます。今後も早期格上げに向けまして、今後も可能な限り様々な場で要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

今まで、その話は嫌というくらい聞いてきた。そんな答弁ではこれからあんたどうするのかね。先に町長、ちょっとどういう方針があるのか。

○町長 横江淳一君

今、うちの担当課長がご答弁させていただきました。伊藤議員も十分、私も議員の時代から東郊線のことにつきましては前町長さんにもご要望を差し上げたというのは伊藤議員も十分ご承知をいただいていると思います。

高架の事業につきましては、その前の町長さんの話でありまして、実際、その私も本町五丁目での4方向の右折ラインの拡幅につきましては、地権者の皆様方としっかりとお話し、なおかつ県道との接合点でありますので、再重要課題ということで県にお願いをいたしました。実際、そのまだ本当に全体像の1割もまだいっていないような状況ではありますけれども、まずは隗より始めよということで、あそこの整備を優先させていただきましたが、今度は鉄道高架の事業になりますと、やはり大変莫大な費用がかかります。そんな中で、石塚県議を中心とした県会議員の建設委員会にも幾度となく要望を申し上げ、国にも県議を通じて要望を申し上げているわけでありまして。決して手をつけていないということではなくて、やっぱり優先順位としてどうしても県がもう少し後になるということになれば、じゃ、それに通じるような、じゃ、用地買収だとかということになかなか手がつけられない状況にあるのも事実であります。大変ジレンマを感じている1人でもありますが、町の最高責任者として大変申し訳なく思います。ただ、そうはいっても、東郊線のあま市のほうが、やっぱりきっちりと今整備をしかけていますよという情報も伊藤議員からいただいておりますし、私も現実に確認をさせていただきました。そんなことも含めて、あま市の市長さん、そして県会議員ともしっかりと今話し合いをしてございます。もうしばらく時間がかかると思いますが、じゃ、いつまでだと、今ここで出せと言われると、残念ながら答えをここで持っているわけはありません。鋭意努力をさせていただくという、大変ファジーなお答えになると思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

これも同じようなことで、前へ進んどらんわけですわ。それで、議長にもお願いをしたいんだけど、これ、本当に議会を挙げて県会へまず皆さんで陳情に行ったり何かしないと、これは町長にあまり重荷にさせる問題でもないような気がいたしますよ。黒川委員長がいろいろ頑張ってくれると思いますけれども、やっぱりその辺、議会を挙げてこれ、蟹江町のためなんだ、私のために質問しとるんじゃないんだ。それを皆さんよく理解していただいて、議会全体で頑張ってやっていかにやいかんということ、間違いないんじゃないですか。

副町長、初めて指名しますけどね、この問題、本当に副町長も真剣に取り組んでもらわな
あかんと。どうですか、ちょっと。

○副町長 加藤正人君

東郊線のJRの踏切の問題につきましては、私が蟹江町にいたときからのやはり課題であ
ったというふうに思っておりますし、また、何度も伊藤議員がご指摘をされ、議会でもご質
問をし、また、前の副町長も答弁しておるといふ状況は承知をしているところでございま
す。ただ、やはり都市計画上は、先ほどご指摘もありましたように高架が計画になっておりま
すけれども、それには莫大な予算がやはりかかり、町単独では非常に困難な状況だといふこ
とで、県道への昇格といふのは1つの方法だとは認識をしておりますが、県のほうも順番もご
ざいますし、簡単にそれが実現するものではないといふところでかなり時間がかかっている
といふことだろうといふ認識は持っております。そうした中で、議員ご指摘のように、やは
り歩みを止めてはそこで終わってしまいますので、半歩も進んでいないといふご指摘もあ
りますが、本当の1ミリでも2ミリでも進んでいくようなことを継続をしながら、やはり例え
ばこういった問題に対応する新たな事業スキームとか財政補助制度ができるとか、あるいは、
もう県のほうでもう少し可能性が高まっているとか、やはりそういうタイミングをとにかく
捉えていきたい。そのためには、それに向けた努力を継続的に進めていくべきだといふふう
に思っているところでございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

それで、今、蟹江川の左岸堤の話と八ヶ島の踏切の話、これを真剣に捉えて事に当たらん
と、いつまでたってもこれ危険な踏切のままになると、これは分かりますよね。それをいか
にして解消するかと、これを皆さんで答えを出していかなきゃいかんと。それでないと
いつまでたってもこれ危険なままで、本当に困ってしまうといふことでありますので、これは本
当に真剣に議会も行政も取り組んでいただきたい。これ、まだまだ3月議会においてもど
んな進捗になっているか分かりませんが、そういった意味においても皆さん方のご協力をい
たきながら目に見える何か状況をつくっていかなことには、本当に蟹江町の恥ですよ、これ
は。そんなことで次に入らせていただきますけれども。

今須成線ですわ。これ、本当に、これも時間がかかっておると。私、議員になって、ず
っと同じことやっとなんだ。といふことは何年になる。本当に28年間言い続けておるわけ
です。これも何とか早いところ片をつけなきゃいかん。そんな思いでありますけれども、
これ、皆さんに配信されておりますけれども、よく見ていただきますと、本当に前佐藤篤松町長
から水野産業部長までいろいろと苦労しながらそれなりの努力をされたと思うけれども、
その後の進捗はほとんどない。それはいろんな事情があるかも分からん。地権者の事情だとい
えれば

いつまでたっても解決にならん。そういったことも考えていただいて、何か手だてを考えてほしいということではありますが、何かいいお知恵はありませんか。どなただったらいいい知恵が出るのかな。

○土木農政課長 東方俊樹君

まず、すみません、今須成線に関しまして、進捗をまずお話しさせていただきたいと思えます。

今須成線につきましては、平成5年度から用地買収を着手しております。JRより北側の区間につきましては、地権者の協力もありまして全ての土地を取得している状況でございます。JRより南側の区間が、今区画整理事業の完了後となります平成14年度から用地買収を着手しております。直近では令和3年度に1筆の土地の取得をしております。

用地取得の状況ですが、こちらはJR南側の地区としては31筆ございますが、31筆中の16筆が買収済みとなっております。買収率は51.61%となっております。こちらの開通の見通しにつきましても、JRのその用地買収というのがかなり時間を要している中で、やはりその現段階では完了時期というのが明言はできないですが、着手しました平成14年度からだいぶ状況も変わってきているところもございますので、地権者のご理解がいただけるように各地権者の状況に応じた交渉に努めております。今後も早期の事業完了に向けて粘り強く交渉に取り組んでいきたいというふうに考えて動いているところでございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

それで、事務局長にちょっとお聞きするんですけども、この議事録にいろいろと前町長が言われたこと、それから水野産業部長が言われたこと、そういったことについて、そういうものはどんな程度のものなんですか。ちょっとお聞きします。

○議会事務局長 小島昌己君

それでは、私がお答えできる範囲でお答えさせていただきます。

議事録につきましては、議会ごとの冒頭で議長が署名議員を指名していただいて、その議事を完全記録したものを議会後に業者委託いたしまして文字起こしをいたしましてきちっと管理させていただいております。それが、町制始まって以来からずっと蓄えてきちっと管理、完全保管させていただいておりますので、その記録が完全に残ったものと言えると思います。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

これ、皆さんも当然ご存じだと思うけれども、これ、公文書だよね。議長、そうでしょ。これ、公文書。違うかね。政策推進室長、どう思っとる。

○政策推進室長 黒川静一君

実際、議会で答弁をされた内容ですので、その内容等については本当に重要な重きことだというふうに感じておりますけれども、そこら辺が文書の扱いとしてどういう形になるかというのは、ちょっとそこら辺はちょっとこの場ではご返答ちょっと申しかねるようなところでございますので、よろしくをお願いします。

○7番 伊藤俊一君

聞こえなんだ。

○政策推進室長 黒川静一君

文書の扱いにつきましては、ちょっとこの場では内容のほうがちよっと確認できませんので、お答えできないようなところでございます。

○7番 伊藤俊一君

総務部長、どうだ。

○総務部長 浅野幸司君

議員のご質問としては、議事録が公文書になるかならないかというところのご質問ですが、一般的に公文書ですと私ども公務員が事務上取り扱う文書全般のことを公文書と申し上げます。これは私的なメモでも公の場所で取ったメモなんかも、これも公文書の一部という取り扱いになっております。

実際のところ、今の議会のご質問、それからそれに対するご答弁、これはもう公務で私どもも公の人、公人として町長以下、私ども理事者側もしっかりとご答弁を今法令等に基づいて、町の方針も含めたところのご答弁を今しておるところなので、これは公の職務の中のご答弁ということで、これはいわゆる、その議事録そのものが公文書というところかどうかは私もちょっと存じ上げませんので、それは明確なご回答はこの場でちょっとできないんですけれども、今、こういうご質問、それからそれに対するご答弁、これはもう公式なものとして永続的にこれは議事録として保管されるというところがございますので、それは何度も申し上げますけれども、これは私ども公務として対応をさせていただいております。ですので、その内容が議事録として出来上がっておるということですので、議事録そのものが公文書になるかどうかというのは、すみません、私も手持ちの根拠等持っておりませんので、この場ではちょっとお答えできないんで申し訳ありませんけれども、私の見解としては以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

また、その辺も我々も勉強しなきゃいかんので、調べて返答をお願いをいたします。

これ、本当にいろいろ裁判あなた方出て知っておるだろうけれども、公文書なんだ。まあ、それ、今議論しとつてもいかんけれども、よく調べてみてください。

私が言いたいのは、そういう中で、今、全然というくらい進んでいないことについて、何か無責任ではないかと言って叱られるわけなんです。何やっとなるんだと、議員も。同罪なん

だわ。やっぱり、それなりの責任ある答弁をできるように何かいい方法を考えてもらわんと。それは一生懸命やっておって結果が出なったら何もなりませんわけだわ、何でも。そういったことについて、やっぱり皆さん知恵を絞ってやっていただきたい。これは、蟹江町としても大損害。今まで、これだけ須成のほうはようになったがね。だけど、南へ行くと何ともならんという。本当に、残念でならんわけでありませうけれども、まあ、町長が現役中にめどを当然つけてもらうんだろうけども、それはつけてもらわにやまた困るわけだわ。まあ、そんなことで、それ以上言っておっても、これなかなか答えが出ませんけれども、話は変わりますが、天王線の東郊線と交差する、これ、柳瀬の信号だという、俗にそう言っておりますが、ここの拡幅、これも僕は以前から今のうちにやっておかんといかんよ、そんな話をしてきたんだけど、進捗はどうなっておるんかね。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、答弁させていただきます。

ご質問にあります交差点部分は、先ほど東郊線にもありました都市計画道路七宝蟹江線の道路区域内でございます。将来的には幅員20メートルの都市計画道路の交差点として整備が予定されております。しかしながら、この事業完了までにはかなりの時間を要することとなります。

以前にも議員からご指摘があったとおり、本交差点内でのガードレールへの接触などで道路施設が壊されるような事案というのを確認はしております。交差点を拡幅するには用地取得等が必要となります。関係地権者のご協力が必要不可欠でございますので、地権者の意向確認等の調査を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

これも動きが遅いんだわね。もう本当にあま市はもうすぐそこまでやってきておる。これは蟹江のためにやっとなってくれるかも分からん。これはやっぱりもうちょっと連携を取ってやっていただきたいと。もう、何年も前から言っとるんだよ、これ。町長、本当にあそこ分かるでしょう、柳瀬の信号のところ。やっぱり、もうちょっと担当課が積極的に動けるようにやったってほしい。これ、やっぱり予算が絡むことだもんだで、これは難しいかも分からんよ。だけど、もう何年もなるの。これも本当に大きな問題で、流通人口って本当に蟹江駄目になってもう可能性あるよ。蟹江へ行きたないと。あんな混んだところへ行けるかということになってそれから慌てたってもう遅いんだ、本当に。そのことは真剣にまた部長考えてやってほしいと思う。答弁はいいよ。

それと、これ、天王線のポスト、郵便ポストのこと。これ、何かあんだ、飯田議員が全協で言ったらしい。何でそのときにすぐ手つけんの。ほんで、結果どうなった。

○政策推進室長 黒川静一君

それでは、ご答弁申し上げます。

祭人（さいと）の隣接地でかつてご商売をされておりました店舗が郵便ポストを設置をしておみえでありました。廃業に伴いポストが撤去をされました。地域の利便性を考慮して祭人（さいと）に郵便ポストを設置する意向で蟹江郵便局に相談をさせていただきました。郵便局からは、かつてのポストは利用度が低く、須成郵便局に設置されているポストで地域のサービスを包括しているという説明を受けました。町としましては、祭人（さいと）を観光交流の拠点として当該地域への集客も高まっていると認識をしており、また、須成区からもポストの設置についての要望書を頂きましたので、11月17日に日本郵便株式会社東海支社長宛てに町長名でポストの設置の要望書のほうを提出をいたしました。その後、日本郵便株式会社におきまして検討がなされた結果、祭人（さいと）の敷地内にポストを設置することで協議が調いました。12月14日本日、祭人（さいと）の正面玄関付近に設置工事を行い、その後、利用をしていただけるような予定になっております。地域等につきましても周知をし、利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

そこまでやってくれたことはいいんだけど、何で連絡せんのだろう。いつでも言っとるがな、「報・連・相」。「報・連・相」ということは、町長の口癖のように今まで言ってきたんじゃないの。せっかくあんた頑張ってやってくれた。我々も頑張って地域のために当然やらなあかんってやっておるの。で、あんただけ分かっと思って我々分からん、それでいいのか。

○政策推進室長 黒川静一君

11月8日に須成区長から要望書を頂きました。そしてその後、町長名で日本郵便の株式会社東海支社長宛てに要望書のほうを提出をいたしました。

○7番 伊藤俊一君

そんなこと聞いとりゃせんわ。そんなことは分かっどるがな。

○政策推進室長 黒川静一君

日本郵便株式会社さんのほうで、その会社内での手続き等がございまして、そこである程度の時間を要するというので時間を要してしまいましたので、連絡がちょっと遅くなりました。その件につきましては、本当に誠に申し訳ないと思います。

○7番 伊藤俊一君

あんたはいつもそう言っておるけれども、そんなばかなことあるか。それはちょっと町長、やっぱり教育の問題なんだよ。それはみんな一丸となって蟹江町のためにやらなあかんの。

○町長 横江淳一君

今、すみません、情報が大変ここで希薄になっておりまして申し訳ございません。全て私

の責任でございます。しっかりと我々も「報・連・相」の話はさせていただいておりますので、今後とも十分注意をして行動するようにさせていただきます。本当に申し訳ございません。

○7番 伊藤俊一君

言いたいことばかりだけど、やっぱり政策推進室長、あなたはそこのポストに座っておるんだで、本当にしっかりとやってもらわなあかん。それと、天王線の話が多いんだけど、ダンプカーが、大型車があそこを通り抜ける、本当に危険なんですわ。その危険な状況の中で以前に、政策推進室長、関係あるでよう聞いとらにやあかんよ。これ、天王橋のところの神社に歩け歩けや何かのときにストップ、天王橋を渡っていかんということに一度なっちゃったよね。そんなもの、それこそ大型車をまずストップをして、順番があるわ。その順番もきちっとせずにそういう規制をするっていうことはやっぱり間違っるとよ。どう思う、室長。

○政策推進室長 黒川静一君

歩け歩け等、ハイキング等で、過去にそこの天王通りの天王橋のところの交通量が多いということで、危険ということで迂回をさせていただいたりとかいうようなことを実際にしておりました。それを昨今、そこら辺の車の交通のほうの案内を注意を喚起をしたり、天王橋のところでは人が立ってそこら辺の案内といいますか、そこら辺の交通の整理的なことをさせていただいたりということで、現在は天王橋を渡って迂回をせずに龍照院等にお参り等をしていただくように今対応してきたところではございます。

ただ、根本的にトラックとかそういったような交通量がというようなことはまだありますので、そこら辺はまた担当課等も産業建設部、また安心安全課等でも協力しながら、そこら辺は対応をまた考えていきたいと思っております。

○7番 伊藤俊一君

私が言っているのはその前の話よ。あんた、反省しとらん。そういった歩け歩けの閉鎖に至るまでにはそういった手順が必要でないかと言ったんだ。閉鎖に至るまで、閉鎖せんでも、そういったことを先にやったら閉鎖せんでも済んだんだ。

○政策推進室長 黒川静一君

なかなか閉鎖とかそういったような対応は、即座になかなか厳しいということも、難しいということもございますので、まずはできる場所で人が立ったりそういうようなことでまずは対応をさせていただいて、ハイキング等は行けるような、そういったような状況にまずはさせていただいておるというところではございますので、よろしく願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

まあ、いいわ。

はい、質問終わります。

○議長 佐藤 茂君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

ここで土木農政課長の退席と消防次長兼消防署長の入場を許可いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

(午後2時01分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時05分)

○議長 佐藤 茂君

質問6番 安藤洋一君の「安心安全な暮らしの為の防災対策を問う」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へ。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い「安心安全な暮らしの為の防災対策を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

なお、本日は災害や防災についてたくさんの質問がありましたので、若干重複する点もあるかと思いますが、改めてのご答弁をよろしく願いいたします。

さて、災害と一口に申ししましても、いろいろな種類の災害があると思われませんが、最近、蟹江町内では火災が頻発しているように見受けられます。この質問の通告書を提出した後の12月6日にも1件発生しており、近鉄蟹江駅前が大混乱していたと聞いております。

そこで今回は、火災に対する行政や私たち町民の備えについてお伺いしますので、ご答弁のほどよろしく願いいたします。また、私自身が消防に関する知識が乏しいので、的外れの内容がありましたら、ご指摘・ご指導をお願いいたします。

それでは、1問目です。

まず、蟹江町内、至るところにきめ細かく設置されているホース格納箱についてお伺いします。画面ですね。

①としまして、設置された意義・目的をお教えてください。

続けて②で、また、設置後の管理はどのようになっているのかお答え願います。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありましたホース格納箱を設置された意義・目的についてお答えいたします。

火災が発生した際、消防車が到着する前に住民の方々によって初期消火を行うことは、被害を拡大させないために非常に重要となります。そこで地域住民の方が自発的に初期消火を行えるよう、町内の各所にホース格納箱を設置しております。

続いて、設置後の管理につきましては、地域住民の方が自発的に初期消火を行えるように設置されていることから、各町内会で組織されております自主防災会にて管理をお願いして

おります。また、点検についても毎年4月から5月にかけてホース格納箱内の消火器具の数量と破損状況について確認していただいております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

ということは、ホース格納箱については常備消防、いわゆるプロの消防士の皆さんは基本的には使用することはない、もっぱら地域の住民の皆さんが使用するための設備であるとの理解でよろしいでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

議員のおっしゃるとおり、ホース格納箱の消火器具はあくまでも初期消火器具でありまして、常備消防が使うものではございません。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

今のは確認ですね。

次に、最近、管鎗（かんそう）などの格納箱などの備品の盗難が頻発しているようですのでお伺いします。

まず1点目で、昨年度・今年度の盗難件数、それから盗難品種などお分かりでしたらお教え願います。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありましたホース格納箱の備品の盗難についてお答えいたします。

昨年度の盗難件数につきましては3件であり、盗難品種はホースが9本、筒先が3本、径落金具が1個でありました。今年度の盗難件数は73件であり、盗難品種はホースが25本、筒先が48本、径落金具が27個でありました。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

去年と、今年はまだ途中ですけれども、これだけ、何%増というんですかね、相当増えています。

不景気になると金属類の盗難が増えることはよく知られていることですが、最近では神社の手水場の、お水の手を洗うところですね。龍の蛇口でいいんですかね、あれまでも盗むやからがおるということで、大変罰当たりな出来事であります。

一方、このホース格納箱の中身となりますと、盗難に遭うと罰当たりだけでは済みません。火災が発生し、いざ消火活動をしようとしたとき、格納箱の蓋を開けたとき、道具がないで

は済みませんし、笑い話にもなりません。各町内会さんもいろいろと盗難防止の工夫をされているとお聞きしておりますが、対策費用も含めて限界があるように思われます。この際、管理を消防署に一元化することはできないのでしょうか。お尋ねします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありましたホース格納箱の管理の一元化についてお答えさせていただきます。

平成23年度の町の機構改革によって地域の防災意識の向上を図るため、自主防災会の補助金を安心安全課にて交付していることから、安心安全課を通して地域の防災対策の一環として各自主防災会にて管理をお願いしております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ここでもう一個確認ですね。

確か、格納箱の外箱は役場ですかね。中身が自主防災会、町内会ということなんですけれども、これがそのよく分からんというのか、外箱が行政、中身が自治会という、そこがよく分からんですね。それで、9月の決算認定のときにちょっと分かったんですけれども、自主防災組織育成事業助成交付金ということで、事業費の2分の1、ということは、半分はやっぱり自治会、町内会が持たないかんよということですよ。これだけ今年度が73件ですかね、かなり負担が町内会にかかってしまうような気がするんですけれども、その辺はどう理解すればいいんですかね。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいま、自主防災会の負担についてお尋ねがありました。

自主防災会は平成7年に各町内会に組織されました。それ以降、現在は31町内会全てにおいて組織されております。

自主防災会がこういった初期消火器具を整備するにあたって、安心安全課では年間120万円の補助金を交付しております。これによって消火器具、また備蓄食料などを整備していただいております、地区の初期消火、こういったものの啓発に使っていただいております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ちょっとよく分からない。

助成率2分の1のこの整備事業が今のやつですかね。それとも、それとは別に今お話しした金額は2分の1の消火栓消火器具整備事業の助成とは別に来とるから、そっちと合わせるとほぼほぼ全額もらえるようなことになるんだよという意味合いなんですかね。ちょっとその辺、もう一遍お願いします。

○安心安全課長 綾部 健君

自主防災会が負担する整備事業といたしましては、初期消火器具の2分の1と、それから

備蓄食料、さらに講習会を開催するようなそういった啓発事業4分の1、合わせて町全体で120万円の補助金を交付しております。1町内会あたりは、今のところ20万円の上限でいろいろな物品を購入していただいたり整備していただいたりしております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

後のやりくりは町内会で上手にというような意味合いかもしれませんね。

で思うんですけれども、管鎗（かんそう）、説明では筒先ということですかね。筒先とか、そういう金属製、この画面にもありますけれども、ホースの接続部分とかそういったところ、こういったところを、例えば、合成樹脂製とか換金しにくい、お金になりにくいもの、盗んでもしょうがないようなものに変更はできないものでしょうか。そういう製品そのものがなければ、メーカーにこういうふうなのできないかとかという製作依頼とか、そういうことはできないものでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました、管鎗などを樹脂製の材質にできないかというお問い合わせについてお答えいたします。

以前の管鎗は真ちゅう製のものが多く使われておりましたが、真ちゅう製に比べますとアルミのほうが価格も安く、それから軽量で強度が高いため、現在はアルミ製が主流となっております。また、管鎗にかかる圧力は非常に高く樹脂製では水圧に耐えられないため、アルミが適しております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

私も工事屋をやっておるもので、そういう鉄くずとか金属類とか処分とかするんですけれども、本当に不景気になると安い、例えば、真ちゅうよりかアルミは安いけれども、目の前にアルミがあったら持っていかれるとか、それでももっとお金に困っておると、それこそよくあるマンホールの蓋まで持って行ってしまおうとかいう本当に貧しい心になってしまうと、もう関係ないんですね。ですので、もう金属類とかいうと、もう何でも構わんから持っていったちやえとかということも起こっています、実際ね。ですので、本当はできたらそういう金属類以外に何かいいものがないかなと思っておるんですけれども、またぜひとも働きかけよろしく願いいたします。

それから、ホース格納箱は緊急時にすぐに使えなければ意味がないので、そこに鍵をかけるわけにもいかず、このままでは幾ら補充しても泥棒とのたちごっこが永遠に続くと思われれます。これは税金の無駄遣いにもなりますし、町内会の予算も圧迫してしまいます。その

観点からはいかがお考えでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました、今後の盗難対策についてお答えいたします。

ホース格納箱の盗難被害が頻繁に発生したことを受けて、町では蟹江警察地域課に夜間を含むパトロールの強化を依頼しました。また、現在進めておりますのは、ホース格納箱の前面に防犯ステッカーを貼り付けてさらなる盗難防止を図っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

そうですね。もう役場もそうでしょうし、それから町内会さんも本当にいろいろなあの手この手はやってみるんですけれども、やっぱり狙いをつけられてしまうと、この通り沿いのところ軒並み全部やられたとかよく聞く話ですので、もうちょっと知恵を絞って何らかの抜本的な対策をしつつ、いざとなったらさっと使えるとかという、なかなか難しいんでしょうけれども、そういう案をお願いします。

それから、先ほども申しました、金属と違うもの、金目にならないものというのを、やっぱりぜひとも重ねてお願いします。日本の技術力は結構いいと思うんですよね。例えば、素人ですので思いつきで言うんですけれども、カーボンファイバーとか、ああいう航空宇宙産業でもロケットとか飛行機とか、そういうのにも使われるようなすごい強度のものがあるという話も聞いたことがあるので、ただ、費用対効果の問題で、逆に真ちゅうよりももっと高いとかという可能性もあるので簡単ではないのかもしれませんが、いろいろあちこち情報をちょっと集めてみてください。

それから、2番目の質問ですね。

次に、そのホース格納箱にほぼ付随して設置されている消火栓についてお伺いします。

蟹江町内の消火栓に設置基準はありますでしょうか。地域によって設置密度にかなり差があるようですが、どのような理由からでしょうか。私が見たところ、その目と鼻の先の数メートルしか離れていないところにもぽんぽんぽんとあったり、そうかと思えば、見渡すところ全然見当たらないというところも見受けられます。この辺はいかがでしょうか。

○消防次長兼消防署長 高阪洋一君

ただいまの消火栓の設置基準についてお答えさせていただきます。

設置基準については基準がございます。消火栓の設置につきましては、地域の開発、もしくは地元町内会の要望、水道配管の状況、または消防活動を考慮して設置しております。地域に密度に差が生じているところがあります。消火栓が少ない場所については水道配管の状況によるもので、布設工事のときのタイミングを見計らい新設しているところでございます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

やっぱり、わざわざそれだけでお金をかけるのも何ですので、やっぱり水道配管の状況でいくのかなとは理解できます。

設置密度の高いところは、こまめにあるというところは構わんですけれども、私の個人的な現場検証ですが、私の気づいたところでは、学戸公園の西側付近で消火栓から次の消火栓まで150メートルほど間隔がありました。つまり、1つのホース格納箱に20メートルのホースが3本格納されているとして60メートル先まで伸びます。両方から伸ばしても足しても120メートルということは、中間の30メートルのエリアは地域住民による自主的な消火活動ができないということになります。消防署としてもその辺は十分に承知しておられると思いますが、そういった場所の対応も問題はないと理解してよろしいでしょうか。

○消防次長兼消防署長 高阪洋一君

地域の距離につきましては、開発指導というものがございまして、それによりますと、市街地または準市街地の場合は100メートル、それ以外の指定のないところは120メートル、それ以外のところは140メートルというものが指針としてございますが、あと、中の水道配管の状況によって設置する場所が変わってきたりもします。

あと、配管の太さですが、150ミリの配管以上のところに配置していただいておりますが、なかなかそういう太いところばかりではございませんので、そこから180メートル以内の75ミリの配管、そういったところに消火栓、消火栓については65ミリの太さの配管以上のもの、使うのが65ミリですので、75ミリ以上の配管のところしか設置できません。

よろしいでしょうか。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

ということで、いろいろ制約・制限、予算とかいろいろあるんでしょうけれども、実際、こういう自主防災としての空白地域というのがあるということは間違いないので、やっぱりこれから先もそういうところのないように設置など積極的に進めていっていただきたいなと思っております。

それから、ふだんの生活において、一般町民が消火栓を意識することはないでしょうし、緊急時、特に夜間にその場所を認識できる人は非常に少ないのではないかと思います。

この今の写真で見ていただいても、これは割と明るく見えますね。こういう写真の撮り方で明るく写っちゃったんですけれども、真っ暗だったんですね。ですので、よく夜の防犯パトロールなんか参加するんですけれども、それでも、こんなところに足元に消火栓があったんかと改めて気づくというようなところもあります。そのぐらい夜道、暗い道のところに消

火栓がぽつとあるとか、そういうところがあります。

ですので、提案です。全ては無理かもしれませんが、これから街路灯の更新を行う際には消火栓も照らす範囲に含めることを考慮して設置してはいかがでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました、防犯灯更新時に消火栓を照らすことを考慮しての設置についてお答えいたします。

蟹江町の防犯灯は平成28年度に町内一斉にLED化して平成29年度からの運用を開始しております。運用開始後は不具合や新規要望を町内会よりいただき、年間で10灯から20灯ほど増設しております。これまでの設置につきましては、犯罪の抑止を目的として地面を照らすことは想定されておりました。ただ、今後、設置する防犯灯に関しましては、議員のご提案にもありましたように、消火栓の設置位置も考慮して、防犯上有効な場所に設置することを視野に入れ、検討いたします。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

ぜひともこれから改修とか更新、そういったときには考慮していただきたいと思っております。

次、3つ目です。

ホース格納箱と消火栓は対となって初めて私たち町民が自ら使える道具となります。そのホース格納箱と消火栓の関連ですね、この格納箱でこの消火栓につなぐとかいう、そういう関連とかその機能や道具を自分たちが使えると、どれだけの町民が知っているのでしょうか。一番最初の質問の答弁にもありましたけれども、地域の住民が自ら使用するものであるならば、もっと積極的に町民に周知する必要があるのではないのでしょうか。お願いします。

○消防次長兼消防署長 高阪洋一君

今の質問のありました消火栓の格納箱の周知と訓練についてということについてお答えさせていただきます。

消防署といたしましても、火災による被害を軽減するためには初期消火が大切である、その中で消火器や消火栓とホース格納箱の取り扱い方法を地域の住民の皆さんに周知することは非常に重要であると認識しております。こうした中、以前は地域防災訓練等で消火栓やホース格納箱を使用した放水訓練などを実施しておりましたが、ここ2、3年、コロナウイルスの感染症により満足に訓練ができない状態でありました。今後、感染症が落ち着き、訓練が実施できるようになり、自主防災組織の主体であります区や町内会で訓練計画を立てていただいた折には、消防が現場へ指導に赴き、地域住民の皆さんに消火栓やホース格納箱に直接触れていただいて、実際に放水訓練を体験していただきたいと考えておりますので、よろ

しくお願いいたします。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございます。

次の質問の分までまとめて答えていただいたような気がしますけれども、要は、この今の写真画面のように格納箱を開けると使用方法のこの文書が貼ってあるんですね。丁寧に書いてあって貼ってあるんですけど、いざ、1分1秒を争うその火事の現場において、これ、冷静に読んでこのとおりに頭に入れて動作できる人がどんだけおるかということですね。やっぱり、緊急を要するときにこんなのいちいち見んでも、もう反射的に動作できるというようなところまでしかんことには実際には役に立たんのじゃないかなという思いです。

たまたま、今月の1日に地元の区会で消火訓練が行われたんですね。それが今年2度目の訓練で、同じメンバーで行われたんですけども、それでもその手順が分からなかったり、それから片付けるときのホースの巻きに手間取ってばらばらとなったり、それから、この先ほどから出てくる消火栓の蓋、あの蓋が結構重い、意外と重いなということで、なかなか開かんかったりとかという、そういう結構大変な作業でした。やっぱり、先に言われたように、見たり聞いたりよりか実際に体験・経験することにはやっぱりかかないませんので、ぜひともこれからも積極的に、そういうじかに体験できる、触れるような訓練の場を設定していただきたいなと思っています。

6枚目のこれですね。これはプロの消防士さんの訓練模様なんですけれども、プロの消防士の皆さんでもやっぱり日夜こういう厳しい訓練をずっとやって初めて現場で活動ができるという状況だと思うんですね。ですので、やっぱり、先ほどの「取扱説明書どうぞ」というようなものではちょっと無理だろうと思っております。ですので、コロナ禍でこれまでいかんかったかもしれませんけれども、ぜひともそういうものを。特に昔は結構実際に水を出して本当にやれたんですけども、やっぱり赤水が出て苦情が来るといようなこともあって、だんだんそれもなくなってきたということも分かるんですが、やっぱり緊急のときに、その水、水圧を自分の肌で感じるということも重要だと思いますので、その辺もどうやったら赤さびが出んようになるのかということも指導していただきながら各地域に指導していただけるといいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、実際にあったんですけども、たまたま区会の担当役員さんの要請で、私自身の自宅前の消火栓の、新しいのでそのサイズを確認したいということで一緒に立ち会ってほしいということで立ち会ったんですね。いざ開けようとしたら、この写真のこういうふうにバールをかけて開けようとしたら全然開かない。にっちもさっちも行かない。うち、工事屋だもんでプロのバールがあるんですけども、それを持ってきて開けても開かない、これ以上力を入れると今度蓋が壊れるぞというぐらいのところでもうやめたんですけども、そう

いう状況がありました。それでもうそこ仕方がないからあきらめて、近所に下水工事中だったので仮設の消火栓がぽこっと側溝から出ておったんですね。その仮設に、じゃ、径違いをかましてみようとかましたら、今度はにっちもさっちも行かない、抜けなくなったんですね。何遍かやっていると、ざりざりざりといって砂がかんでおったという、そういうことで、2カ所見て2カ所とも不具合があったという事実です。たまたまその2カ所だったんだろけれども、だから、50カ所行けば50分の2、100カ所見れば100分の2といってどんどん確率的には下がっていくんでしょうけれども、私が見たところでは100%駄目だったという結論ですね。ですので、やっぱり地域住民としては一抹の不安が残りますので、安全管理のほどよろしく願いいたします。これは要望ですので、今後よろしく願いいたしますということです。

それから、最後に町長にお伺いいたします。

ちょっと地域の話から突然世界の話に変わりますのでよろしくお願いいたします。

先ほどから度々出ています世界情勢、いわゆるウクライナ問題とか台湾問題、はたまた北朝鮮問題など、もはやよその国の他人事ではなくて、現実にはミサイルの破片が隣の国へ飛び込むというような事態も発生しています。日本においても上空をミサイルが通過する可能性もあると言われ、それを迎撃するという話も聞かれます。そうすると、その破片はもうどこに飛散するののかも想定もできません。

また一方で、自然環境の変化を鑑みても過去に例を見ない異常気象が世界各地で発生し、甚大な被害をもたらしています。もはや、いつ何がどこで起こってもおかしくない状況となっております。

そんな中で、再び地域の話に戻ります。

1つの自治体、1人の町民にできることには限りがあるかもしれませんが、それとはまた別に、以前から、これも先ほどから町長も言われておりました、地域の間関係が希薄になりつつあると言われる中、この3年ほど前からの新型コロナ禍でそれに拍車がかかっているように感じます。先ほどから町長もおっしゃっていて、皆さんそうやって感じていると思うんですね。やっぱりこの人間関係、地域の間関係が希薄になった中で私たち町民がお互いに協力し合いながら身の回りの火災などに備えるすべを身につけておくことは、天災・人災を問わずあらゆる災害から自分自身、そして家族の身を守るための、これも先ほども出ましたね、「意識づけ」、これの第一歩になるのではないかと思います。この辺について町長のお考えをお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、安藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

的が外れているかも分かりませんが、またご指摘ください。

先ほど来、災害の話が今回は本当にたくさんございました。冒頭に申し上げましたとおり、

災害は忘れた頃にやってくる、いや、忘れる前にやってくるんですよ、今は。そういうことを思うと、小さなコミュニティーをたくさんつくることが僕は一番必要かなと、こんなことを今思っています。特に安藤議員のお住まいのところは新たにつくられた地域なんですね。第一学戸区画整理事業、第二学戸区画整理事業でできましたこの役場周辺45ヘクタールの地域は、それまでやはり深い絆、農業が主のなりわいをしてみえた方がお住まいでしたので、ああ言えばこう言うでツーカーの中で隣近所が家族のようにお付き合いをしていた中、そこにもう今数千人の方がお住まいでありまして、蟹江町のにぎわいの中心になっているのも事実であります。また新たにJRの駅の北側に桜地区ができました。そして富吉の駅の南側にもまた新たな地域が生まれようとしていますし、もちろん、近鉄駅の南側の地域も新たなまた計画ということで、どんどんどんどん町としては大きくなっていく反面、先ほど来から申し上げましたとおり、人々のやっぱり関係が希薄になっていく、それを我々は本当に着実に感じるようになりました。特に、今、安藤議員が危惧されております、やっぱり地域の防災、これはやっぱり地域の区会も含めてでありますけれども、今、8個分団になりましたけれども、消防団の存在というのは本当に大きゅうございます。当蟹江町の職員でも、もう20名以上の職員が地域の消防団に加入しておりまして、まさに行政の伝達、そして地域のコミュニティーの中核を占めている、有事になった場合は、当然職員として皆さんを引っ張って先導してやらなきゃいけない使命がございますが、消防団というのはそういう意味でいえば非常勤の公務員でありますので、地域の皆さんとまずしっかりとコミュニケーションを取ることが一番いいのかなと今思っています。

先ほど言いましたように、小さなコミュニティーをつくるというのは大切なことだというふうに私は思っています。子ども会、そして婦人会、老人会、これも全てであります。こういう関係がどんどんどんどんなくなっていくと、最終的には大きなコミュニティーが全く崩れる。何かあれば行政の連絡、行政全て公助に頼ることになってしまう、こうなる前に、やっぱり自助・共助、そして近所ですね。いつも言うご近所付き合いが大切ではないのかなというふうに思っています。

その自然現象に対して我々は守るすべもありません。そしてまたミサイルが上空を通過したことによって法律はできました、国民保護法という。でも、それを我々は自分たちの肌で感じる、ひしひしとそういう危険を、ロシアのウクライナ紛争もそうであります、台湾情勢もそうであります、尖閣の問題、日本周囲の問題、世界の問題含めてでありますけれども、今年の字は「戦」という字が選ばれたように、争いが絶えない、そんな状況であるのも事実でありますので、我々、この蟹江地域だけで解決できることではないというふうに思っています。ただ、そうはいっても、やっぱり歴史と伝統の町蟹江町が未来永劫これから栄えていくには、行政はもとより、やっぱり地域の皆さんの小さなコミュニティーの集合体をこれからしっかりと行政が守っていく、これが一番必要かと思っています。そういう意味でまた議

員各位の絶大なるご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本当に町長おっしゃるとおりで、小さなコミュニティーをつくる、これは重要だと思います。というのも、本当に、今おっしゃられた子ども会、婦人会、そのいろいろな会がもう本当に存続の危機にあつて、その後どうするんだろうと本当に心配でしようがありませんので、またその辺も地域のために尽力していかにかいのかんと肝に銘じたところであります。

さて、「日本人は水と安全はただだと思っている」、そんな言葉を随分昔に聞いた気がします。しかしそれは古きよき時代の状況であつて、もはや通用しない言葉のようであります。天災にしても人災にしても、身の回りの出来事に対しては、自分の身は自分で守る自助、今おっしゃられたとおり、自分たちの地域は自分たちで守る共助、そういった万が一への備えに対する意識づけの働きかけ、啓蒙を、ここでこの結びちょっとあれですね。行政にさらに強く推進していただきたいと思ひます。それともう私たちが自分たちの地域に戻つて、またそちらのほうも頑張つていかにかいのかんと思ひております。そういうことを感じつつ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

ご苦勞さまでございました。

それでは、以上で安藤洋一君の質問を終わります。

ここで、消防次長兼消防署長、安心安全課長の退席と健康推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

開始は15時からということにさせていただきます。

(午後 2 時44分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時00分)

○議長 佐藤 茂君

伊藤俊一議員から、体調不良のため退席したいという旨の届け出がありましたので許可いたしました。そして、黒川勝好議員ですが、少し遅れるということがありましたので、これも許可いたしました。

それでは始めさせていただきますと思ひます。

質問 7 番 山岸美登利君の「がん対策と周産期グリーンケアについて」を許可いたします。

○ 1 番 山岸美登利君

1番 公明党 山岸美登利です。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして「がん対策と周産期グリーンケアについて」質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについて質問させていただきます。

子宮頸がんはヒトパピローマウイルスが主な原因であり、HPVワクチン、子宮頸がんワクチンが有効です。WHOも接種を推奨し、世界100カ国以上で公的予防接種として打たれています。日本でも安全性、有効性が確認され、本年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始され、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

そこでまずは本町の積極的勧奨再開に伴う対応と現状について2点お伺いいたします。

1点目に、積極的勧奨再開に当たり、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知は、いつ、どのように行ったのか。

2点目。

今年度直近までの接種率はどのようになっているのか。また、勧奨再開後の町民の反響はいかがでしょうか。お願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

ただいまの2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目、HPVワクチンの周知についてお答えさせていただきます。

令和4年4月から5月にかけて個人通知をお送りしております。定期接種対象者につきましては、令和4年4月、656人に、キャッチアップ対象者につきましては、令和4年5月、1,502人にお送りをいたしました。それぞれ、ご案内文と予診票及び接種済証、厚生労働省作成のチラシを同封しております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

コロナ禍の様々な対応で大変お忙しい中、今回の勧奨再開に当たり、速やかに全対象者に郵送通知を実施していただいたこと、迅速な対応に感謝をいたします。

前年度に比べると接種される方が増えているのは間違いなく、勧奨再開とそれに伴う郵送通知の効果だと思います。ただ、すぐに接種に動かれている方は思ったより少ないという印象を受けました。勧奨差し控えの期間も長かったので、戸惑いや不安もあるのかもしれませんが、しかし、子宮頸がんは毎年約1万人が罹患し、3,000人の人が亡くなっているという、女性にとって命に関わる疾患でございます。まだ再開されたばかりではありますが、今後も

引き続き町民の心に寄り添った丁寧な対応をお願いしたいと思います。

さて、定期接種やキャッチアップ制度で使用できるHPVワクチンは、現在、2価ワクチンと4価ワクチンとなっています。これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価HPVワクチンについて厚生労働省は来年4月以降の早い時期から定期接種とする方針であることが報道されております。定期接種として新しいワクチンも使えるようになることは対象者にとって大変喜ばしく、接種を検討するための重要な情報だと思えます。

そこで、9価HPVワクチンと定期接種化の対応について2点伺います。

1点目に、9価ワクチンの効果や安全性についてお答えください。

2点目に、9価ワクチンの定期接種化に伴う本町の対応と対象となる方への周知方法について伺いをいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

まず、9価HPVワクチンの効果や安全性についての見解をお答えいたします。

9価HPVワクチンは、子宮頸がんの発生に関連するHPVウイルスのうち、現在、定期接種で使用されております2価、4価HPVワクチンよりも多くの9種類の遺伝子型を標的としているワクチンでございます。

令和2年7月に、9価HPVワクチンが製造販売承認されまして、その効果や安全性について2年ほどかけて厚生労働省予防接種・ワクチン分科会のワクチン評価に関する小委員会において検討がされております。

効果といたしましては、子宮頸がん及びその前がん病変の罹患率の減少、子宮頸がんの死亡率の減少が期待されています。安全性につきましては、4価HPVワクチンと比較して接種部位の症状の発現は多いが、全身症状は同程度とされております。このようなことから、当町といたしましても定期接種の開始に向けて国や県の動向を注視し、取り組んでまいります。

2点目の9価HPVワクチンの定期接種化に伴う本町の対応と対象となる方への周知の方法についてお答えいたします。

今後、関係法令の手続きが進み、国や県の方針が決定次第、接種体制の構築に向け、海部医師会との連携や対象となる方への個別通知の準備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ただいま、9価HPVワクチンの効果・安全性、そして対象者への周知方法をお聞きいたしました。HPVワクチンについては、現状の接種率を見てもまだ接種を決めかねている方がかなりいらっしゃると思います。そうした方々にとっても、新しいワクチンが定期接種で可能となること、先ほどご答弁いただきましたその有効性や安全性などの情報は重要な接種検討材料です。ぜひ、9価HPVワクチンが定期接種として受けられるようになりましたら速

やかに確実にご案内を実施していただきますようお願いをいたします。

次に、小児・AYA世代の在宅ターミナルケア支援について質問をさせていただきます。

15歳以上40歳未満の思春期・若年成人を「AYA世代」と呼びます。地域がん登録の推計によると、国内では年間約2万人がAYA世代で新しくがんと診断されており、これはがんと診断される人全体の約2.3%に当たります。AYA世代のがんは患者の数が少ないだけでなく、疾患の構成が多様で様々な診療科に患者が分散しているため、医療従事者はこの世代のがんの様々な経験を蓄積することが難しい状況がありました。しかし、現実のがんとその治療は学業や就労、家事、育児、介護、人間関係、長期的な健康管理など、その人の日常生活やライフプランに大きな影響を与え、本人には待ったなしの対応が求められます。

平成30年より第3期がん対策推進基本計画に基づき、国としても本格的なAYA世代のがんへの取り組みが始まっています。そこで、この第3期がん対策推進基本計画の中で、AYA世代のがん対策はどのように位置づけられているのかお伺いをいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

第3期がん対策推進基本計画での位置づけについて見解をお答えいたします。

この基本計画はがん対策基本法に基づき、平成19年6月に第1期の計画が策定されました。その後、第2期の基本計画やがん対策加速化プランを経て、第3期がん対策推進基本計画が策定されております。

この中では、がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指すことを全体目標に掲げております。

3つの分野別施策のうち、「がん医療の充実」という施策の中に10項目を挙げ、その中の1つに新たな課題として「小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん」について計画では位置づけられております。

AYA世代のがんについては、ほかの世代のがんに比べて患者数が少なく、年代によって多様なニーズがあり、さらには心理・社会的状況も様々であるため、個々のAYA世代のがん患者の状況に応じた情報提供、支援体制の整備等が課題として挙げられております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

医療の進歩によってがん患者の生存率は飛躍的に向上し、がんと共に生きる社会を迎えており、がんを治療しながら働くことのできる就労支援に加え、がん患者を抱えた家族のサポートなどの相談体制の充実や経済支援の強化、がん患者をサポートするNPO法人やボランティア団体の育成支援などが求められています。

AYA世代は年代によって進学、就労、結婚など状況は異なりますが、就労を例に挙げますと、退職を余儀なくされたり、復職が難しく大変厳しいという声を聞いております。

名古屋市ではNPO法人に委託をして、名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」と

いう相談窓口があります。グループピアサポート会、患者会や、本年8月には「女性のがんとアピアランスケア」という市民講座をオンデマンドで開催するなど、様々な情報提供や出張患者会、講座等のイベントなどで寄り添う支援に取り組んでいます。

一方、末期と診断された患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービス等の利用料の助成が求められており、必要ではないでしょうか。40歳以上の患者が末期と診断され、介護保険認定を受ければ訪問介護サービス、訪問入浴サービス、福祉用具の貸与などが1割から3割の自己負担で利用できるのに対し、AYA世代は介護保険が使えず、自宅で療養する際に、介護用ベッドや訪問介護サービスを利用すると費用は全て自己負担で大変高額となります。こうした制度のはざまとなっている20歳から39歳のがん患者で回復の見込みがないと診断された場合に対し、例えば、名古屋市、清須市、岡崎市では、在宅ターミナルケア支援事業を実施をしています。この支援事業では、訪問介護、看護、リハビリテーション等の在宅サービスに係る利用料や福祉用具の貸与に係る費用の自己負担の9割を1カ月6万円を上限に助成をしています。そのほか、福祉用具の購入、また住宅改修に係る費用も助成の対象になっています。ほかにも、静岡県、兵庫県、鹿児島県では、市町村への補助を実施するとともに、ゼロ歳から19歳の在宅サービスも補助対象とし、患者を支援をしています。

AYA世代はこれまでがん対策の対象にならなかった世代であり、本町においても今年度導入されましたアピアランスケア事業同様に、がん患者が直面する課題に応じた支援体制の整備が必要であると考えます。そこで、こうした状況を鑑み、この世代に対して本町ではどのような支援の取り組みがなされているのか、また、AYA世代のがん患者への助成制度「在宅ターミナルケア支援事業」創設に向けての見解をお伺いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

AYA世代に対しての支援の取り組みとAYA世代に対しての支援事業の創設についての見解についてお答えをさせていただきます。

支援の取り組みといたしましては、医療保険以外の公的支援はない状況でございます。保健センターでは、世代を問わずご相談にはお答えさせていただいておりますが、AYA世代に特化した取り組みは現在のところございません。AYA世代に対しての支援事業の創設については、他の世代に比べて患者数が少ない状況が見込まれますが、就学、就職、結婚、出産、子育てなどライフステージが大きく変化する年代であり、患者さん1人1人のニーズに合わせたきめ細やかな支援が必要となります。当町といたしましても、AYA世代の患者の方の残された時間を住み慣れたご自宅で家族と過ごすことの大切さを認識しております。近隣市町村の取り組み事例やがん診療連携拠点病院等の取り組みなどを参考に、課題を整理し、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

可能な限り、この世代、そしてご家族への情報提供など、また当町におきましても、在宅支援、ターミナルケア事業の一日も早い設置を期待しております。よろしく願いいたします。

続きまして、周産期、（流産・死産・新生児死）のグリーフケアについて質問をいたします。

グリーフケアとは身近な人との死別を経験し、悲しみの中にある人が立ち直れるように支援、サポートすることです。

厚生労働省の調査では、2019年に妊娠満12週以降の赤ちゃんを流産、または死産した女性は全国で年間約2万人に上るとされています。大切な赤ちゃんを亡くされた悲しみは計り知れず、身体的な負担だけではなく、その喪失感は数年にわたって続き、さらには自己肯定感を失い、鬱や不安症、心的外傷後ストレス障害（PTSD）など、メンタルヘルス上の問題との関連が指摘されており、当事者の深い悲しみに寄り添う継続的な切れ目のない支援体制が求められています。

これらのことを踏まえ、令和3年5月31日、各自治体に厚生労働省子ども家庭局母子保健課より流産や死産等を経験した女性への心理・社会的支援について、母子保健法における位置づけや活用可能な国の事業等が整理され、地域のニーズなどを踏まえながらきめ細やかな支援・適切な施策を講じられるよう、体制整備を求めるための通知が発出されました。

今回の通知の中には、流産や死産後に心理的な負担を抱えている方に対し、子どもが出生したことを前提とした母子保健サービスの連絡が行政から届くなど、当事者に一層の強い精神的負荷がかかった事例があるとの指摘もあり、地方自治体においてはこのような事態を防ぐため、死産届の情報共有を図るようにとされています。また、流産・死産・新生児死などで赤ちゃんを亡くされ、産後心身のケアが必要であるにもかかわらず、支援の対象から外れているという現状があり、今回の通知には流産や死産を経験した女性への支援に活用可能な事業が示されています。

そこで2点お伺いいたします。

1点目に、本町の流産・死産・新生児死に伴う手続き等について現状をお伺いいたします。

2点目に、本町における活用可能な事業と当事者への対応についてお尋ねいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

流産・死産、新生児死に伴う手続き等について、まずお答えをさせていただきます。

妊娠満12週以降の胎児を死産された場合には死産届の届け出が必要となります。当町での窓口は住民課でございます。

2点目に、本町における活用可能な事業と当事者の方への対応についてお答えをいたします。

保健センターでは、母子保健型の子育て包括支援センターに母子コーディネーターを配置しております。母子コーディネーターによる相談は随時応じております。また、臨床心理士による相談対応を「こころの相談」という窓口で実施をさせていただいており、こちらの事業も活用可能な事業でございます。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ただいまご答弁いただきました。

死産届等は住民課で届け出がなされるということですので、間違いなく共有・連携を図っていただき、当事者に対して、保健センターの手厚い心身のケア、サポートを引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、当事者を対象に行われたアンケート調査で、自治体に取り組んでほしいこととして、利用できる制度、自助グループの案内、相談窓口などの情報を知ることができるよう、情報提供体制の整備が求められております。

そこで、本町では、情報提供体制についてどのように取り組まれているのかお伺ひいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

当事者の方への情報提供体制についてお答えいたします。

ご相談を受けた際には、愛知県の助産師会や大学病院に設置された相談窓口等をお伝えしております。また、妊娠届け出の窓口でもあります子育て包括支援センターにはパンフレットを掲示しております。今までの事案といたしましては、医療機関から情報提供を受け、相談対応をさせていただいた事例はございます。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

本町では様々な個別の相談対応をしてくださっているということで、今後は自助グループの案内や利用できる制度、相談窓口など死産届や死亡届を出される担当課の窓口で情報提供をしていく方法や、医療機関のほうでも死産ということに関わっておられますので、そこにも情報のチラシ等も置いていただけたらと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

神奈川県横須賀市のほうでは、ホームページ上の「相談」というところに、流産や死産を経験された方のお気持ちをお聞きしますという形で相談窓口につながるように工夫されております。本町としても、情報提供の方法として、ホームページ上でこのように相談窓口がお知らせできるような体制も整えていただきたと思ひますが、この件に関してはいかがでしょうか。

○健康推進課長 小澤有加君

相談窓口の周知の工夫についてお答えをさせていただきます。

当事者となられた方への十分な配慮をしながら、ほかの自治体の事例を参考にホームページ等、相談窓口や活用可能な事業等にスムーズにつながるような体制整備に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

国のほうにも多くの声が届き、今年4月以降、全国的に相談窓口が一気に増えております。厚生労働省のサイトに流産・死産を経験された方への支援として相談窓口の一覧や働く女性が流産・死産された場合の利用可能な制度、また、健康応援ナビサイトでバックアップするような様々な関連情報が掲載されておりますので、サイトへのリンク、URLを掲載していただくなどの工夫もお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本町にも子育て世代包括支援センター事業、そして産後ケア事業がありますが、加えて国では、産婦健康診査事業も活用可能な事業として挙げられております。

この産婦健康診査事業においては、これまで実施要綱に、対象者については、「産後2週間」「産後1カ月」など、「出産後間もない時期の産婦とする」としか記されておりましたので、支援対象から漏れるということがありました。令和3年5月31日付で国の母子保健医療対策総合支援事業実施要綱が一部改正されたことにより、産婦健康診査事業の対象者として、新たに流産や死産を経験した女性も含まれることが明確化されたところであります。産婦健康診査事業は母体の身体的機能の回復や精神状態の把握などを行う健康診査について費用を助成する支援強化のための事業ですが、本町においては出産後の産婦と同様の支援対象として含まれる対応を既にしてくださっていることを確認させていただきました。そこで、産婦健康診査事業の実施状況について、近隣市町村の実施状況を含めてお尋ねをいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

流産や死産を経験された方への産婦健康診査事業の当町や近隣市町村の実施状況についてお答えをさせていただきます。

当町におきましては、産後健康診査事業で妊娠届け出時に1回分の産婦健康診査受診票をお渡ししております。対象者に流産・死産を経験された方も含まれております。

事例としては1例ほど把握をしておりますが、こちらの把握の方法といたしましては、健診の結果が届いてから把握をする状況になっております。近隣の市町村も同様に健診の結果が届いてから把握をしており、1、2件程度となっております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

実施状況もよく分かりました。ありがとうございます。

この産婦健康診査事業は新生児への虐待予防等を図るための大事な事業であり、産後鬱の予防や産婦の自殺予防も図られると言われておりますので、今後も引き続き適切な対応をお願いしたいと思います。

最後に、赤ちゃんを亡くされた状況は1人1人それぞれ異なり、多様なニーズに沿えるよう相談支援体制のより一層の充実を図る必要があると考えます。流産や死産、新生児死を経験した女性へのサポートとする周産期グリーフケア等の支援について町のご見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○副町長 加藤正人君

それでは、グリーフケアにつきまして私からお答えをさせていただきます。

小さな命を宿しながら、生まれることなく亡くされた方、また、生まれて間もない赤ちゃんを亡くされた方の悲しみは計り知れないものがあるというふうに思ひ至しております。

グリーフケアは、身近な人を亡くしたときの深い悲しみや喪失感からの立ち直りを周囲が支えることであるというふうに認識をいたしておりますけれども、個々人の心情に関わるデリケートな問題でもあり、支援等の関わり方には慎重を要する部分があるのではないかなと思ひております。

まずは、支援を求めの方がアプローチしやすいよう、ご質問にもありましたように、ホームページを含めた情報提供を充実をすることや保健センターと各種届け出が提出をされる住民課の情報の共有の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、先日の国会で成立をいたしました国の補正予算で、妊娠期から出産後まで、切れ目なく相談や給付等の支援を行う新たな制度が創設をされたところでございます。その事業の中で、今後様々なケースに接する機会が増えるものと想定をしております。悲しみを抱えた方に寄り添えるよう相談等の充実を努めてまいりたいと考えているところでございます。なお、その国の新制度に対応をした町の補正予算につきまして、また改めてご相談をさせていただきますと思ひておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

手厚い、また寄り添った支援をどうぞよろしくお願ひいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

以上で山岸美登利君の質問を終わります。

ここで、健康推進課長の退席と介護支援課長の入場を許可いたします。

暫時休憩とします。

(午後 3 時30分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時33分)

○議長 佐藤 茂君

質問 8 番 中村英子さんの「住み慣れた地域・自宅で暮らすために（地域共生社会の実現とは?）」を許可いたします。

中村英子さん、質問席へお着きください。

○9 番 中村英子君

9 番 中村です。

今日は、国のほうが提唱しております地域共生社会の実現、大変大きなタイトルですけども、それを提唱しております。その中で、住み慣れた地域や自宅で長く暮らしていく、そういうことも提唱されておりますので、それをテーマとして質問をさせていただきたいと思っております。

さて、現状ですが、地域社会というものが本当に大変大きく変化をしております。もう古いことを言って申し訳ないですけども、もう戦後からこの77年間の間に、もう本当によその国かと思われるぐらいアメリカ的になり、そして地域社会は本当に大きく変化してきております。何が大きく変化したかといいますと、地域の支え合い、そしてまた助け合いという、そういう相互互助の関係というのが全く希薄になってしまったと。ないとは言いませんけれども、本当に希薄な状態になってしまったということです。そこで、もうそういう状態になったというだけならいいんですけども、その希薄になっていることが、実際にその地域に住む人たちの日々の生活に明らかにマイナスの影響となって出てきているのではないかと、そういうことが多く見られる傾向というのがあります。この傾向は、個人の生活への影響だけではなくてですね、地域の医療・介護といった社会福祉全般にも影響するものだというふうに懸念される状況になっているのではないかと思います。

このことは蟹江町だけのことではありませんで、全国的な日本的な問題となっているところですが、国のほうはこの現状を見まして、このままではいけないということでしょうね。医療費も介護費も、地域の支え合い、互助精神がないために本当に膨大なものになっておりますので、このままではいけないということで、地域社会を再生しなきゃいけないというような、非常にこの大それた目標ですけども、その目標を持ちまして、実際の事業といたしましては、先ほどテーマのところでも申し上げましたように、「地域共生社会の実現」という理念を打ち出しまして、平成30年度からその取り組みを各市町村にも求めてきております。

そこで、最初の質問ですが、そのような国の方針に基づきまして、当町も「地域共生社会の実現に向けて」ということをタイトルにして、社会福祉協議会や東・西 2 つあります地域

包括支援センターを中心としまして取り組みを進めていると思います。まず、その取り組みの内容と、現時点での評価も難しいかもしれませんが、まだ途中ですので難しいかもしれませんが、評価とまた問題点というものが実際にやってみてどこにどのようなところにあるのか、その把握していることについて、まず伺いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまいただきました地域共生社会に向けての蟹江町の現在の取り組みについて説明をさせていただきます。

蟹江町では地域共生社会の実現に向けて、高齢者を対象とした施策では、地域の支え合い活動を支援するため、蟹江町社会福祉協議会と蟹江町が協力し、町全域または中学校区単位で地域の支え合い活動の情報を共有したり、地域の生活課題を話し合う場である協議体の活動を支援しています。「移動支援ボランティア事業かにあし」は協議体の話し合いから生まれた事業です。

また、地域の支え合いを担う人材を養成するため、地域支え合いサポーター養成講座を開催し、受講者は介護保険の要支援1または2の認定を受けた方が利用できる「かにえまるごとサポートセンター」で「かにまるサポーター」としても活躍していただいています。

さらに、認知症施策事業として、地域の住民を対象に、認知症について理解を深めてもらうために、「認知症サポーター養成講座」「認知症サポーターステップアップ講座」を開催しています。このように、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を包括的に支える支援体制の構築に取り組んでおります。

また、先ほどの現在の評価または問題点というご質問でございますが、この評価という点につきましては、なかなか数値的なもの、表面に表れるものではございませんので、まだ道半ばという形で順次地道に取り組んでいるという評価をしている段階でございます。また、問題点についてでございますが、現在、地域共生社会では、制度・分野ごとの複雑な縦割りという中での公的支援を構築してきたものでございますが、現在の問題は複雑化している中で、従来のやり方では対応し切れない問題が多々あるというふう感じております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

今の答弁によりますと、社会福祉協議会などと連携いたしまして中学校区における協議体事業、協議会をしていると。そしてまたその協議会の中から「かにあしサポーター」というような事業も派生的に出てきていると。そして、そのほか今言われたことは人材の養成ですね。これは、「共生社会の実現」というテーマの中にありますが、人材の養成、つまり、かにまるサポーターやら認知症サポーターやらですね。そういう人材の養成と。この3つでよろしかったですかね、今の答弁では、それでいいですか。

これ、今、答弁を聞きまして、国の方針ですので、それに従ってやっているわけですが、

今言われたことは、1つはその中学校区のことで、これはまだまだ関係者の部分のレベル、一般に、これが、じゃ、一般の人たちにどういうふうにこの事業が伝わっているかということを見ると、まだほとんど、ないと言っては失礼かもしれませんが、これは関係者がまだ今やっているレベルではないかなと思うんですけど、そこでは一生懸命やっていたらと。あと、その人材の育成の部分ですが、この人材の育成は、コロナとかいろいろなことありましたので、スムーズにはいかなかったと思うんですけど、この育成部分では、それでは大体トータルでここに参加した人たちというのは大体どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

現在の協議体につきましては、地域で自主的に参加していただく方を対象に募っている段階でございます。そのため、なかなか広く周知という段階には至っておりませんが、まずは地域に広げていくためにはそういった地道な活動を続けていくことによって地域から次第に広げていくということが重要であるというふうに考えておりますので、まずはその地道な活動から続けていきたいというふうに考えております。

また、先ほどの地域支え合いサポーターの養成講座でございますが、これ、昨年度開催しまして、参加いただいた人数は7名の方が参加いただいております。

以上でございます。

(「何名。もう一回」の声あり)

7名です。7人です。

(「7人」の声あり)

はい。

以上でございます。

○9番 中村英子君

今の答弁、分かりました、大体。

非常にまだ少ないですね。人材の育成という面では、育成したと言えるほどの数になっていないですね。70名とか言えばね、桁が1つ違えばまた効果もあったかなというところですけども、ちょっとまだまだ少なめかなというふうに思います。7名ですか、ちょっと少ないですね。

それで、今は実情を言っていたいただきましたので、2番目の質問を、ちょっと今実情言っていたいただきましたので、通告書にある2番目の質問というのはちょっと割愛をさせていただきます。一緒に答弁していただきましたので、大体のことが分かりましたので、それで割愛します。

それで、今、答弁ありました、今やられているということはまだまだ少ないんですけども、この事業そのものというのはとっても幅広いもので、障害者や子ども、高齢者、貧困の

問題ほかですね、ほとんどのことを網羅しているような、本当に大きな大きなものになっているんですね、この事業そのものが。ですので、今この事業を申し上げて、その中身全部についていちいち検証するとかそういうことはできませんので、これをちょっと象徴的に1つの問題について伺っていきたいと思うんですね。そのほうが分かりやすいと思いますので、1つの問題について伺っていきたいと思います。

それは、高齢者の認知症の問題なんですね。この高齢者が認知症になった場合ということについて焦点を当てて、この方々が、認知症の方々がこの事業にとってどのように機能するのか、させるのか、またその恩恵を受けることができるのかどうかね、その側面からの質問とさせていただきます。

まず、町内の認知症の罹患率ですね、罹患数、これはどれくらいなのか、そのことをお伺いします。そして、その方々は、ほとんど施設入所だというふうに思っておりますけれども、実態はどうかということについてお伺いします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問にありました、認知症の方の罹患率についてお答えをさせていただきます。

認知症の患者の方の数というのは蟹江町では把握をしておりますが、介護保険の要支援・要介護認定者で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a 以上の数の方は11月末時点で791人みえます。うち、罹患率でございますが、65歳以上の高齢者に占める認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a 以上の方の割合は8.2%でございます。ただし、国が発表している65歳以上の認知症患者の推計では65歳以上の高齢者の約15%が認知症を患っているとされるため、蟹江町が把握していない数字以上の認知症の方が潜在的には存在すると考えております。

また、認知症の患者の方の介護施設の入所率でございますが、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a 以上の方の介護施設入所者の入所率は43.7%でございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

数のまず確認をいたします。

認知症というのでも分類というものがありますので、どこからどこまでそうなんだという線引きも難しいかと思いますが、今言われた対象の人たち、介護保険のほうで認定した人たちに限って言えば、791名と、346名、約43.7%が施設に入っているということでよかったですね。そうすると残りの445名の方々は自宅や地域で生活しているであろうということになりますし、また、今最後に言われましたように、65歳以上では15%はそうであるというような国のほうの推計も出ていますので、実際にはもっともっと多くの方が軽度からですけれども、地域には暮らしているのではないかと、そういう状況だと思うんですね。かなりの多くの方が地域で暮らしていると。

そんな中で、私も知り合いの中にも何人も認知症になられた方がおられました。思いがけない人たちが結構多くおられて、本当に、あの方もこの方もかみみたいなこともありました。そういう方々が、非常に軽い人もいましたし、それから重い人もいますけれども、その方々はどうしたかっていうと、みんな早々に施設入所ということで施設に入ってしまったんです。その方々の中には、自宅で住み続けたいというふうに思っていた方も結構おりましたが、それもかないませんで、施設へ施設へということではほとんど全部の方、私の知り合いですけれども、結構多く施設に入ってしまった。自分でもっと地域にいたいというふうに願っていた人もいたんですけれども、それもかないません。子どもたちからか、あるいは周囲の人に促されて、抵抗できずに施設に入る人も多々あったかというふうに思います。

とにかく、子どもたちは親が認知症になったと言われたら、もうダイレクトに公的なサービスを求めると。そういうことになるので、子どもたちはとにかく施設へ施設へということで、地域がどうであろうとなかろうと関係ないですね。施設へ入ってもらわなきゃいけないということにダイレクトになってくるかと思います。実情ですね。

私は、地域のサポートがもう少しあれば、自宅でもっと長く暮らせるのになと思うことも度々ありました。当然、地域でもっと暮らせるのになと思っても、そこにはその人たちのお医者さんですね、診ているお医者さんと相談の上ですけれども、相談の上でもっと地域で暮らせるのではないかと、そんなふうに思うことがありました。ありましたけれども、実情それは現実難しいことでもありました。

そしてまた、どうしてこの地域で暮らせないのかということのもう一つの理由ですが、この高齢世帯が圧倒的多数が核家族だということなんですね。核家族なんですね。独り暮らし、あるいは夫婦の高齢世帯。独り暮らしであるがゆえに、少しでも症状があれば、今言ったように、早く施設にということになってしまうでしょうし、また逆に、高齢夫婦だけの世帯では、老老介護というものに結びついているという現実も多く見られるんですね。私の身近にも老老介護の世帯というのが何件もあります。80歳を超えて、80歳を超えた夫婦だけの世帯では、認知症に限らず何らかの病気を抱えている人が本当に多くいます。蟹江町が発行している様々な保健や福祉に関する計画の中でも、「あなたは病気を持っていますか」という、そういうアンケートに対して、もうかなりの方がもう何らかのご病気を抱えているということをお答えしておりますので、認知症に限らず何らかの病気を抱えている人というのは本当に多くおりますが、しかしですね、核家族ということゆえにですね、80歳を超えても家事から解放されることがありません。

ちょっと想像してみてもほしいんですけど、80歳を超えて妻が夫の世話をする、夫が妻の世話をする、その片方は常に自分の体の不調を抱えております。自分は病気でつらい、ここのことがつらいと。だけど配偶者の、配偶者はもっと重い病気の方がいらっしゃる場合もある、それを見なきゃいけないと。この負担は本当に相当なものです。大変なことです。もう、

ずっと80歳以上になるまで女性の方も家事をやり続けて、ようやく楽になるかなという、その楽になる期間がもう今核家族のためにはないんですよ。同居世帯というのは、蟹江町のデータによると約3割ぐらい、3割ぐらいは親子同居というのがあるんですけど、そのあとの60%ぐらいは全部1人か夫婦なんですよ。ですので、圧倒的多数が80歳を超えてからも何らそういう作業から解放されることがありません。そして、毎日毎日その負担の中にいると。そういうお話をもう本当に何人もから聞いて、本当に苦しいなど。何とかこういう人たちも地域で支えることができないのかなと、つくづく思わざるを得ません。

近くに子どもさんとか親戚がいる方々というのは、まだそれでもいいかと思います。しかし、そうでない方というのも圧倒的に多いわけですよ。近くに子どもさんたちがいたとしても、その援助は本当に微々たるものですね、生活全般を支えるということにはなりませんので、本当にこの80歳を超えた夫婦世帯というものはつらいもの、重いものがあるなとしみじみ感じているところですけども、この方たちも、本当に自分たちだけで何とかするということはもちろんやっているんですけども、やっぱりここにも地域のサポートというものがもうちょっと入っていけば、本当に少しでも彼女たちの、彼らの負担を軽くすることができるのではないかなと、そんなことを日々考えているところですが、そこで、このような状況を踏まえまして、通告書の4番目の質問ですけども、ちょっと町も考えていただきたくて質問しますが、まず、地域にはすね、今言ったお話はちょっと置いておいていただいて、地域にいる人たちということを考えると、地域には人材として様々そういう支え合いとか相互互助に協力的な人たちというのが結構おります。結構おって、例えば、民生委員さんもそうでしょうし、それから、今、育成していると言いましたけれども、育成された方々、現在、非常に少ないですよ。7名。非常に少ないんですけども、しかし、この育成事業も事業の目的ですので育成もやってもらうんですが、育成をしながら、地域には民生委員さんもそうでしょうし、それから認知症のサポーター講座を受けた方、かにまるサポーターに登録している方もいるし、また、サロンとか認知症カフェとかケアラズカフェとか、いろんなことに関わっている人たちが結構いるんですね。そういう人たち、同じ町内会にどこかにそういう人たちは住んでいらっしやると、そういう状況があると思うんです。

そこですね、このような地域の人材、この地域の人材が点在している今状態にありますので、この地域で点在している人材、今言った人たちだけじゃないと思いますね。いろんなことで地域にいる方、防災の人もそうですしね、いろいろな人が地域に関わっていると思うんですけど、そういう地域に関わっているいろいろな人たちです、この人たちというのは本当に地域のことを考えてくださる大切な資源だというふうに思うんですよ。ですので、その方々をまとめて1つの単位にしていくと。この単位を、できれば町内会ごとぐらいの小さな単位で小さい範囲で拠点をつくって町内会はじめ他の団体と協力しながら、もちろん公的支援と併せて支え合いや助け合いを広げることができれば、少しずつでも地域のありよう

が変わってくるのではないかというふうに思っています。

そして、そういう取組を地域でしているんだよということを、その町内なり周りなり、みんなに啓発したりお知らせしたりして認知していただいて、地域の人が知らないといけませんので、それを認知していただいて、そして少しずつでもそういうやり方を広げることができれば地域のありようというのが変わってくるのではないかと、そんなふうに考えているところです。

そのようなことが仮にできて定着すると、そこにお住まいの認知症の方々、認知症の方々だけではないかもしれませんが、障害者もいらっしゃるし、いろいろな方が、いわゆる社会的弱者と言われる方も地域にいらっしゃるわけですから、そういう方々を地域がやっぱり快く受け入れて地域でサポートしようという雰囲気が少しずつでも醸成されるのではないかと、私はこういうふうに思っておりますけれども、これについてどのようにお考えなのでしょうか。つまり、地域の資源となるべき人をまとめて、それを町内会単位という小さな枠組みの中で、そこを核として地域の支え合い、協力のし合いを広げていく、そういう取り組みですけれども、これについてどのように思われるかお伺いします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

ご質問の中で、「住民参加型の地域の支え合い」という言葉がございました。そういった支え合いの体制をつくっていくために、現在、蟹江町がまず取り組んでいることとしましては、蟹江町では介護保険の地域支援事業として蟹江町社会福祉協議会に生活支援体制整備事業を委託しております。

生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターが地域課題やニーズの把握、関係者との情報共有体制の構築、地域住民などのマッチングを行っております。現在、全町域の協議体及び中学校区の協議体への参加・支援を行っていますが、今後、小学校区での住民参加型会議または町内会単位での話し合いの場へ活動を拡大し、より小さな地域での取り組みを進めていく予定です。

現在の取り組みとして、地域の支え合いを担う人材を養成するため、地域支え合いサポーター養成講座を多世代交流施設で開催していますが、今後、地域に出張し講座を開催することで地域住民へ制度を周知し、支え手となる人材の育成を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

当たり前のことを当たり前に言ってもらってもよく分かりませんね。それは、やり方としてその事業の中でこうやりなさいというそのマニュアルありますので、マニュアルに基づいてこういうことをやりますっていうような今お話ですよ。

最初に言ったように、そのことが本当に住民まで届くのかといたら何十年かかるんですか、その今言うことをやっています。私は、そのそういった関係者のレベルで物事をやるということではなくて、養成していくということは大事なことです。養成とかそれから関係者のレベルと合わせて、もっと先にそういった地元の要望に応える、今この困っている人たちに対して何らかの支えをつくっていくという、そういう末端のそういう要求に対する答え、要求に対する何かやり方を今提案しているわけですよ。こういうふうによったら早くそのことについてできるのではないかと。もちろん、31町内会ありますので、全部が全部すぐそれをできるということは思いませんが、地域によっては、それを受け入れてそれをやろうという人もそれは結構みえるわけですから、そのことを今言った全体の流れと一緒にそこに合わせながら同時につくり上げていくと、そういうことをしないことには、この地域共生社会の実現なんて絵空事になっちゃうんですよ、結果として。絵空事にみんなすごく時間と労力とお金をつぎ込んでいるわけ。

だから、それを実効性のあるものにするにはどうすればいいかという話をして、それで今そういった、本当にその地域を考えてくれている、養成講座を受けたり、それからそういうボランティアをやったり、地域に点在している人たちを人材資源として捉えて、その人たちを小さな核をつくりながらも地域地域において、そこからこういうことをやっているよと、みんなも協力してねと、そういう輪を、話を広げながら、そこで1人でも2人でもサポートしていくことができれば、それは1つの成果、効果だと思うんですね。そこで初めて一歩が入るわけ、進むわけ。だけど、今のマニュアルどおりに物事やってたって、そのこと、あなたできるの、じゃ、この地域共生社会の実現というのは。もう少し真剣に考えてほしいんですよ、その実情というものについて。そして、どうしたらこれが現実になるかということ。

ですから、例えば、全体のその町内会の31全部一緒にはやれないから、例えば、ところどころでもやれるところからでもそういうのをやって、一定の効果があれば、それはよその町内にも波及するでしょうし、そういう目に見えるやり方をきちんと行政がつくっていくと。そして今の流れ、その事業の従来どおりのマニュアルどおりの流れはマニュアルどおりの流れでやってもらえば、それはいいかと思うんです。ですから、それをドッキングして効果を出すということを考えたときに、今言われたことで果たして責任持って効果出るんですかね。1人でもよかったと思える人をつくり出すことができるんですかね。それをちょっと考えていただきたい。

○民生部長 寺西 孝君

今日は、中村議員から地域共生社会の実現に向けていろいろご提言をいただいております。その実現に向けて、1つヒントとなる事業が当町にございますので、ぜひこの機会にご紹介をさせていただきたいと思っております。それは、令和4年度の私どもの共同地域づくり支援事業に採択された、ある団体の活動を議員にご紹介をさせていただきたいと思

います。

これは、認知症のご本人さんやそのご家族、認知症サポーターの方、さらには認知症の初期集中支援チームである方、そういった方々が中心となりまして、お借りした土地を耕して農作業や花の植えつけなどを行って、そういった取り組みをされています。

認知症を診断されますと、そのご家族の方は、現状をどう受け入れていいとか、将来どう見通したらいいだろうか、そんな大きな不安を抱かれると思います。そんな中にそういった方々に対しまして、この、いわゆる農作業ではございますけれども、大きな一歩を踏み出していただく事業だと私は思っております。いわゆる認知症の当事者であります方も、認知症のご家族の方も、さらには認知症サポーターの方も畑へ出向いて、畑を耕し、水をやって農作物を育てる、そんな活動をすることで住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることができる、そんなことを実感していただける事業でもありますし、支援する方、いわゆる認知症サポーターの方にも活動の機会を設けることで我が事として考える視点を設けることができる、そんな事業でもあります。

先ほど議員のほうからは、住民参加の支援のネットワークの必要性でありますとか、住民の方に認知されて初めてそれが機能していくんじゃないのか、そういうことをご提言いただきました。それがこの事業に凝縮されていると私は思いますけれども、この農作業が地域に認知されてまいりますと畑の近所に住んでいらっしゃる地域住民の方々がいろんなご意見をいただくようになります。

例えば、畑に日陰がないと、熱中症になるから私のおうちに涼みにおいでよとか、お手洗いがなければうちの町内会のお手洗い使ってくださいよとか、そういった1人1つの気づきの地域の輪が広がって行って、地域の住民の方が協力してくださるようになります。これがすなわち地域共生社会の1つのモデルかなというふうに私たちも思っておりますし、こういった事業が他の区域にも広がっていくといいなというふうに思っております。こういった地域を支えるサポーターの方だけじゃなくて、それを気づいた地域の方が自然にサポートできるような体制を、1つ1つ、これがモデルとなってできていくといいなというふうに思っております。

議員が冒頭でおっしゃいましたように、地域のつながりが薄れている中で、健やかに暮らしていくにはやっぱり人と人とのつながりが必要不可欠で、高齢になるほどそれが大切になると思っておりますので、支え合いの大切さをサポートしていく方を私たちとしても微力ながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

ある一地域において農作業をやっているということは聞いております。

じゃ、部長伺いますけれども、その農作業というのは全町的にこれを拡大できるんですか。私が言っているのは、そのことは大事です。そのこともやってもらう。だけど、本来、何が

失われたかって、その町内町内に住んでいる、その町に住んでいる、その場所に住んでいる人たちのそのエリアの中に支え合いや助け合いや互助がなくなっているよということを今言っているんですよ。農作業のことを、一部分かっています、聞いています、私も。それはいいことですよ、何も否定しません。だけど、それだけやっていたらいいという話ではないよということを私今言っているわけ。それじゃ違うよ。それであなた今言っていることでね、じゃ、本当に今この目的としている失われた地域社会を取り戻そうなんていう大層な目的ですけども、それできるんですか。できるんですか、それをやっていたら。違うと思うんですよ。ちょっと考え方切り替えてほしい。もっと生身の人間が今地域で必要としていることを基盤にして考えて、それに対応するにはこの事業を使ってどういうふうにすればいいかということをやってもらわないと、どこにも切り込めないですよ、部分的なそういうことをやっていたら。

だから、ちょっと事前にお話ありましたがけれども、たとえ1カ所か2カ所でもモデルケースでもつくってですね、地域を再生するという精神の下に何ができるかということに手がかりを得てほしいんですよ。そんなあなた、今言っている点のようなことを幾らやったらそんなことになりませんよ。ならないじゃないですか。だから、ちょっと、1つか2つでもいいんです。いろんな町内会がありますので、1つか2つの町内会でもいいですけども、そこでモデルケース的な取り組みというものはやれないんでしょうか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいま議員のほうからもご提案がございましたように、地域住民参加型の支援ネットワークの構築に積極的な地域から地域とのつながりに意欲のある住民の方を発掘・支援することでつながりを必要とする住民の方が気軽に地域住民と支え合いの関係が持てるような地域社会の構築を目指し、取り組みが可能な地域をモデルケースとして進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

今のご答弁、あれですか、モデルケースとして進めていきたいというふうに受け取っているんですか。いいの。じゃ、先にそれを言ってもらいたかったよね、畑の前に。モデルケースを1つで取り組んでいただけのね。畑のことは知っているから、それはいいよ。そのことは否定しない。その前に答弁してもらいたかったね。そしたら畑のことは言わなかったけど。

じゃ、モデルケースとして、たとえどこかにそういうことを話せば手を挙げる町内もあるかもしれないので、そこにやっぱり少し支援しながら形をつくっていくということをやってくれるんだね、モデルケースとして。「うん」だね。じゃ、お願いします。1カ所でも2カ所でもいいので、まずそれは約束してやってください。そしたら、いろんな問題が出るかも

しれないけど、試行錯誤しながら、やっぱりつくり上げていこうと、再生していこうというそういう精神が大事ですので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。ちょっと長くなりましたね。じゃ、お願いしますね。約束ですので、それで、まあ、やってください。

これは、私が、単に私だけが言っているわけじゃなくて、私の思いつきで今のやり方を言っているわけじゃない。ちゃんとしたこの共生社会のセクションの中に町内会単位でもやりなさいと、そういうことが書かれているので、一緒のことを私言っているだけで、もう時間がこれになくなっちゃったので、あと2つの質問ですけれども、これも予算のときでもまたいいので、予算のときにまた言います。あと2つ、包括支援センターの規模と、それから費用ですね。地域包括支援センターが非常に要望が高くなり、いろいろ仕事が増えておりますけれども、これが、例えば、東地域包括支援センターは、データによりますと、非常にこの仕事量が圧倒的に最初と比べると増えておりますね。じゃ、これまた予算のときに申し上げたいんですけども、またこの支援事業や各種講座やいろんなことをやっているんですけど、最初に委託した当時の3名という人数、また保健師1名という人数の中でやっている、このことが規模としてまたいいのかということ質問しようと思いましたが、これにつきまして、また予算のときでも申し上げることができますので、じゃ、とにかく一歩でもそういうことでモデルケースとして進めていくと、そういうことでぜひ実行に移していただくことを約束して質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長 佐藤 茂君

以上で中村英子さんの質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

どうも今日のご苦勞さまでございました。

(午後4時16分)